

# I 平成 20 年標本改正の概要

## 1 基本的な方針

平成20年標本改正は、調査結果の接続性及び実査上の問題を考慮し、以下の点について従来と同様とした。

- (1) 全国の層数は168、調査世帯数は8,076とし、各層から1市町村を抽出する。
- (2) 調査市町村の層化・抽出は「二人以上の世帯」の母集団情報を基に行う。

## 2 平成 20 年標本改正における変更点

- (1) 県庁所在市以外で新たに政令指定都市となった浜松市及び堺市について、結果を月次で公表するため、必要となる調査世帯数を配分した。
- (2) 「市町村の合併の特例に関する法律」の平成7年改正以降、市町村合併が進んだことにより、表1のとおり、市町村数が大幅に変化していることを踏まえ、調査市町村を選定するための層化項目の1つである都市階級区分のうち、小都市B（人口5万未満の市）と町村を統合した。また、同区分別の配分世帯数、層数及び調査世帯数を表2に示すとおり変更した。

表 1 都道府県庁所在市・都市階級別市町村数

時期	都市階級 <small>注1)</small>	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村					合計
			大都市	中都市	小都市A	小都市B	町村	
①平成15年標本改正時 <small>注2)</small>		47	2	97	303	227	2,543	3,219
							2,770	
②平成19年4月1日現在 <small>注3)</small>		47	4	107	379	246	1,022	1,805
							1,268	
② - ①		0	2	10	76	19	-1,521	-1,414
							-1,502	

注1) 都市階級

大都市 : 政令指定都市

中都市 : 大都市を除く人口15万以上の市

小都市A : 人口5万以上15万未満の市

小都市B : 人口5万未満の市

注2) 平成12年国勢調査の結果を平成14年7月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

注3) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表2 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数**

平成15年標本改正			平成20年標本改正				
都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査 世帯数	層数		調査世帯数		
				増減		増減	
都道府県 庁所在市 (96)	47	5,076	47	0	5,052	-24	
都道府県庁所在 市以外の大都市 (96)	2	192	4	2	384	192	
中都市 (36)	22	792	30	8	1,080	288	
小都市A (36)	28	960	45	17	1,056	96	
小都市B (24)	21	480	42	-27	504	-552	
町村 (12)	48	576					
計	168	8,076	168	0	8,076	0	

注) ( ) 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

### 3 調整係数の変更

調整係数とは、層によって異なる調査世帯の重みを示す値で、抽出率の逆数であり、集計の際に加重平均のウェイトとして用いられる。

今回の標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成15年標本改正時よりも調整係数の最大値が小さくなり(52.1→35.5)、調整係数の幅が縮小している。これにより、これまでに比べて、調査結果の安定化が見込まれる。

二人以上の世帯の調整係数を巻末の別表2に、単身世帯の調整係数を別表3に示す。

**表3 二人以上の世帯の調整係数の幅**

	平成15年標本改正	→	平成20年標本改正
全 国	1.0 ~ 52.1	→	1.0 ~ 35.5
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ~ 17.6	→	1.0 ~ 14.3
中都市	6.9 ~ 38.6	→	2.8 ~ 22.4
小都市A	5.1 ~ 26.2	→	2.5 ~ 28.4
小都市B・町村	2.5 ~ 52.1	→	3.1 ~ 35.5

#### 4 合併により地域が拡大した市に関する措置

市町村合併に伴い地域が拡大した調査市については、調査地域を合併後の地域とするため、調査単位区の抽出又は配置を見直す必要がある。しかし、平成20年1月の時点ですべてを措置することは、時系列比較及び実査上の制約等の観点から困難であるため、平成23年までの間に順次行うこととする。

#### 5 調査市町村の変更

標本改正に伴い、平成19年12月で調査を終了及び平成20年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ31市町村である（表4-1）。

平成19年12月時点の調査市町村のうち、平成20年1月以降も継続して調査をするのは137市町村である。このうち、都市階級が変わるのは16市である。16市のうち、調査世帯数も変わるのは5市である。また、小都市Aと小都市Bについて、配分する調査世帯数を減らしたことにより、調査世帯数が変わるのは27市である（表4-2）。

#### 6 調査単位区の変更

表2に示すように小都市Aと小都市Bについて、配分する調査世帯数を減らしたことにより、平成20年1月から調査単位区が減る市がある。これらの市については、調査地域が偏らないように考慮し、調査を終了する単位区を選定する。

また、平成20年1月から調査を開始する市町村については、地方及び都市階級内で毎月6分の1ずつ調査世帯が交替するように調査単位区を設定する。

表4-1 調査市町村の変更

地 方	平成19年12月で調査を終了する市町村		平成20年1月から調査を開始する市町村	
	市町村名	都市階級 注)	市町村名	都市階級
北海道	鷹栖町	町村	室蘭市	小都市 A
	上川町	町村	千歳市	小都市 A
東 北	葛巻町	町村	一関市	小都市 A
	大崎市	町村	白石市	小都市 B・町村
	伊達市	町村	田村市	小都市 B・町村
関 東	古河市	小都市 A	日立市	中都市
	鹿沼町	小都市 A	足利市	中都市
	大利根町	町村	熊谷市	中都市
	酒々井町	町村	木更津市	小都市 A
	愛川町	町村	八王子市	中都市
	上田市	町村	座間市	小都市 A
			佐久市	小都市 A
北 陸	越路町	町村	魚津市	小都市 B・町村
	大門町	町村	能美市	小都市 B・町村
東 海	掛川市	小都市 A	関市	小都市 A
	舞阪町	町村	一宮市	中都市
	清須市	町村	武豊町	小都市 B・町村
	久居市	小都市 B	松阪市	中都市
	伊勢市	町村		
近 畿	湖南市	町村	野洲市	小都市 B・町村
	貝塚市	小都市 A	堺市	大都市
中 国	赤磐市	町村	津山市	小都市 A
四 国	善通寺市	小都市 B	丸亀市	小都市 A
	波方町	町村	八幡浜市	小都市 B・町村
	禰原町	町村	四万十市	小都市 B・町村
九 州	小竹町	町村	小郡市	小都市 A
	大町町	町村	唐津市	小都市 A
	諫早市	町村	平戸市	小都市 B・町村
	長洲町	町村	八代市	小都市 A
	都城市	小都市 A	延岡市	小都市 A
	高岡町	町村	小林市	小都市 B・町村
	出水市	小都市 B	曾於市	小都市 B・町村
	計	31		31

注) 平成19年12月までの都市階級区分

表4-2 都市階級、調査世帯数を変更する調査市町村

地 方	平成20年1月から都市階級が変わる市町村		平成20年1月から都市階級別の調査世帯数を減らしたことにより調査世帯数が変わる市町村		
	市町村名	都市階級(注)	都市階級	市町村名	都市階級
北海道				北見市 稚内市 滝川市	小都市A 小都市B・町村 小都市B・町村
東北	むつ市 石巻市 湯沢市	小都市B → 小都市A 小都市A → 中都市 小都市B → 小都市A		大船渡市 鶴岡市	小都市B・町村 小都市A
関東	浦安市 安中市	小都市A → 中都市 小都市B → 小都市A		本庄市 朝霞市 茂原市 東村山市 伊勢原市 小諸市	小都市A 小都市A 小都市A 小都市A 小都市A 小都市B・町村
北陸	射水市 * 七尾市	小都市B → 小都市A 町村 → 小都市A		小千谷市 敦賀市	小都市B・町村 小都市A
東海	* 浜松市	中都市 → 大都市		瑞浪市 豊川市 碧南市 江南市	小都市B・町村 小都市A 小都市A 小都市A
近畿	* 木津川市 たつの市 * 紀の川市	町村 → 小都市A 小都市B → 小都市A 町村 → 小都市A		舞鶴市 大阪市 富田林市 箕面市 有田市	小都市A 大都市 小都市A 小都市A 小都市B・町村
中国	山陽小野田市	小都市B → 小都市A		井原市 三原市	小都市B・町村 小都市A
四国	今治市	小都市A → 中都市			
九州	柳川市 * 日置市	小都市B → 小都市A 町村 → 小都市A		大野城市 人吉市 日田市	小都市A 小都市B・町村 小都市A
沖縄	宮古島市	小都市B → 小都市A			
計		16			27

注) 平成19年12月までの都市階級区分

\* 都市階級の変更により調査世帯数も変わる市

## Ⅱ 調査世帯の抽出方法

### 1 概要

家計調査の母集団は、全国の世帯から施設等の世帯及び単身の学生の世帯を除いた世帯であり、二人以上の世帯及び単身世帯に分けられる。

母集団からの調査する世帯の抽出は層化3段抽出法による。第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯である。

調査世帯は、二人以上の世帯の場合は各調査単位区から6世帯を、単身世帯の場合は1世帯を抽出する。

単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、特定の調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出する。

ただし、単身世帯の調査単位区については、20人以上が居住する寮・寄宿舎は、その一つ一つを「寮・寄宿舎単位区」といい、これ以外の単身世帯が居住する調査単位区を「一般単位区」という。

なお、「寮・寄宿舎単位区」は、従来、30人以上が居住する寮・寄宿舎を対象としてきたが、対象となる寮・寄宿舎が少なくなったことから、平成20年1月からは、20人以上が居住する寮・寄宿舎を対象とすることとした。

### 2 母集団

#### (1) 母集団の定義

母集団に関する情報は、平成17年国勢調査の結果に基づいている(図1)。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。

図1 家計調査の母集団

世帯総数 4957万世帯 100.0%	二人以上の世帯	二人以上の世帯の母集団 3461万世帯 69.8%		家計調査の母集団 4811万世帯 97.1%  (うち農林漁家世帯 <sup>注)</sup> 142万世帯 3.0%)	
	単身世帯	20人未満の寮・寄宿舎を含む世帯	1303万世帯 26.3%		単身世帯の母集団 1350万世帯 27.2%
		20人以上の寮・寄宿舎の世帯	47万世帯 0.9%		
		学生			
施設等の世帯					

注) 農林漁家世帯とは、「世帯員に農林漁業就業者(雇用されている者を除く)がいる世帯」である。

## (2) 地方及び都市階級の区分

標本設計には、次の地方及び都市階級区分を用いた。

地 方	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

都市階級	人 口 規 模
大 都 市	政令指定都市
中 都 市	大都市を除く人口15万以上の市
小 都 市 A	人口5万以上15万未満の市
小都市B・町村	人口5万未満の市・町村

## (3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、平成17年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、平成17年10月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3461万世帯、単身世帯が約1350万世帯であった。

世帯状況<sup>注1</sup>別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表5-1～表5-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表6-1及び表6-2に示す。

注1 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表5-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全国	34,605,447	10,997,766	1,087,667	7,945,846	8,655,793	5,918,375
北海道	1,601,266	524,441	-	342,493	266,668	467,664
東北	2,485,943	666,270	-	342,698	693,315	783,660
関東	12,111,131	4,250,699	357,927	3,638,925	2,704,353	1,159,227
北陸	1,427,194	509,637	-	173,561	388,505	355,491
東海	4,025,219	977,891	212,638	921,128	1,279,297	634,265
近畿	5,762,165	1,804,395	237,039	1,687,385	1,458,100	575,246
中国	2,089,676	652,825	-	590,231	439,418	407,202
四国	1,131,792	419,139	-	50,144	283,959	378,550
九州	3,617,647	1,110,264	280,063	199,281	971,257	1,056,782
沖縄	353,414	82,205	-	-	170,921	100,288

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯:一般単位区)

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全国	13,025,277	5,701,450	465,913	2,774,780	2,524,978	1,558,156
北海道	707,592	283,454	-	151,361	94,556	178,221
東北	758,667	287,762	-	114,831	185,257	170,817
関東	5,129,019	2,475,590	204,941	1,340,535	843,108	264,845
北陸	390,330	174,879	-	45,265	90,718	79,468
東海	1,256,055	434,342	65,286	265,628	331,237	159,562
近畿	2,148,536	974,872	77,171	572,997	397,171	126,325
中国	727,608	281,628	-	194,484	137,296	114,200
四国	408,999	189,431	-	17,895	83,076	118,597
九州	1,372,032	560,964	118,515	71,784	305,428	315,341
沖縄	126,439	38,528	-	-	57,131	30,780

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-3 地方別調査対象世帯数  
(単身世帯:寮・寄宿舎単位区)

地方	調査対象世帯数
全国	472,949
北海道・東北	29,449
関東	211,144
北陸・東海	105,212
近畿	66,222
中国・四国	31,919
九州・沖縄	29,003



表6-1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国		34,605,447	10,997,766	1,087,667	7,945,846	8,655,793	5,918,375
北 海 道		1,601,266	524,441	-	342,493	266,668	467,664
青 森 県		379,794	84,982	-	115,424	52,493	126,895
岩 手 県		357,584	78,571	-	-	130,788	148,225
宮 城 県		609,765	267,270	-	44,373	144,181	153,941
秋 田 県		302,249	91,669	-	-	126,265	84,315
山 形 県		301,373	65,922	-	-	104,062	131,389
福 島 県		535,178	77,856	-	182,901	135,526	138,895
茨 城 県		791,348	71,706	-	147,719	384,072	187,851
栃 木 県		533,124	135,084	-	87,168	190,613	120,259
群 馬 県		553,292	87,590	-	207,589	161,356	96,757
埼 玉 県		1,967,981	330,259	-	752,810	692,669	192,243
千 葉 県		1,683,527	262,338	-	879,325	411,458	130,406
東 京 都		3,303,315	2,199,095	-	625,184	455,042	23,994
神 奈 川 県		2,451,269	1,007,014	357,927	834,272	140,163	111,893
山 梨 県		237,327	53,841	-	-	73,155	110,331
長 野 県		589,948	103,772	-	104,858	195,825	185,493
新 潟 県		623,654	212,147	-	125,687	161,951	123,869
富 山 県		289,460	111,219	-	47,874	52,860	77,507
石 川 県		306,313	117,553	-	-	93,205	95,555
福 井 県		207,767	68,718	-	-	80,489	58,560
岐 阜 県		557,994	111,509	-	43,188	245,246	158,051
静 岡 県		1,014,934	194,678	212,638	166,016	291,669	149,933
愛 知 県		1,941,319	593,138	-	528,678	601,214	218,289
三 重 県		510,972	78,566	-	183,246	141,168	107,992
滋 賀 県		361,448	89,601	-	-	215,672	56,175
京 都 府		713,439	385,393	-	54,311	208,964	64,771
大 阪 府		2,438,819	690,080	237,039	897,613	560,331	53,756
兵 庫 県		1,559,482	426,895	-	735,461	212,897	184,229
奈 良 県		396,499	104,893	-	-	167,882	123,724
和 歌 山 県		292,478	107,533	-	-	92,354	92,591
鳥 取 県		155,722	50,946	-	-	53,175	51,601
島 根 県		192,936	50,517	-	-	68,549	73,870
岡 山 県		523,514	183,572	-	126,838	94,871	118,233
広 島 県		795,236	316,871	-	287,487	78,731	112,147
山 口 県		422,268	50,919	-	175,906	144,092	51,351
徳 島 県		217,461	70,562	-	-	37,867	109,032
香 川 県		279,433	116,595	-	-	97,940	64,898
愛 媛 県		414,273	141,488	-	50,144	134,461	88,180
高 知 県		220,625	90,494	-	-	13,691	116,440
福 岡 県		1,354,631	355,105	280,063	79,518	349,611	290,334
佐 賀 県		221,088	53,599	-	-	78,487	89,002
長 崎 県		401,985	126,842	-	70,529	89,058	115,556
熊 本 県		488,092	177,851	-	-	155,772	154,469
大 分 県		332,609	127,439	-	-	117,003	88,167
宮 崎 県		324,800	102,966	-	49,234	56,037	116,563
鹿 児 島 県		494,442	166,462	-	-	125,289	202,691
沖 縄 県		353,414	82,205	-	-	170,921	100,288

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表6-2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯：一般単位区)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国		13,025,277	5,701,450	465,913	2,774,780	2,524,978	1,558,156
北 海 道		707,592	283,454	-	151,361	94,556	178,221
青 森 県		117,757	29,909	-	39,430	17,467	30,951
岩 手 県		110,594	34,143	-	-	37,593	38,858
宮 城 県		216,420	140,381	-	11,213	35,052	29,774
秋 田 県		82,777	34,683	-	-	29,479	18,615
山 形 県		73,510	22,032	-	-	29,369	22,109
福 島 県		157,609	26,614	-	64,188	36,297	30,510
茨 城 県		211,639	28,709	-	49,110	94,213	39,607
栃 木 県		154,811	53,508	-	25,284	51,531	24,488
群 馬 県		154,754	29,245	-	62,299	40,184	23,026
埼 玉 県		605,826	114,694	-	243,592	211,069	36,471
千 葉 県		552,369	94,683	-	322,387	105,367	29,932
東 京 都		2,236,772	1,704,270	-	302,921	220,268	9,313
神 奈 川 県		971,003	393,043	204,941	298,851	45,629	28,539
山 梨 県		71,826	23,805	-	-	19,190	28,831
長 野 県		170,019	33,633	-	36,091	55,657	44,638
新 潟 県		167,253	70,179	-	33,357	37,951	25,766
富 山 県		72,243	33,689	-	11,908	9,713	16,933
石 川 県		97,653	50,498	-	-	23,154	24,001
福 井 県		53,181	20,513	-	-	19,900	12,768
岐 阜 県		136,063	36,333	-	12,232	55,963	31,535
静 岡 県		299,690	63,812	65,286	47,672	78,965	43,955
愛 知 県		673,941	308,609	-	152,044	159,359	53,929
三 重 県		146,361	25,588	-	53,680	36,950	30,143
滋 賀 県		94,450	24,780	-	-	59,223	10,447
京 都 府		288,293	206,851	-	13,579	52,659	15,204
大 阪 府		1,063,342	487,083	77,171	316,961	172,446	9,681
兵 庫 県		519,550	190,460	-	242,457	49,107	37,526
奈 良 県		96,291	31,068	-	-	40,912	24,311
和 歌 山 県		86,610	34,630	-	-	22,824	29,156
鳥 取 県		46,977	16,712	-	-	18,879	11,386
島 根 県		59,609	18,556	-	-	20,443	20,610
岡 山 県		173,769	80,860	-	37,113	26,842	28,954
広 島 県		297,852	145,593	-	93,522	23,510	35,227
山 口 県		149,401	19,907	-	63,849	47,622	18,023
徳 島 県		71,420	31,544	-	-	9,676	30,200
香 川 県		87,622	43,231	-	-	25,845	18,546
愛 媛 県		153,569	65,567	-	17,895	42,877	27,230
高 知 県		96,388	49,089	-	-	4,678	42,621
福 岡 県		565,150	242,807	118,515	27,431	101,802	74,595
佐 賀 県		58,489	19,664	-	-	21,249	17,576
長 崎 県		136,346	48,774	-	25,946	25,830	35,796
熊 本 県		161,048	79,333	-	-	42,106	39,609
大 分 県		119,883	47,770	-	-	44,633	27,480
宮 崎 県		115,883	43,371	-	18,407	18,216	35,889
鹿 児 島 県		215,233	79,245	-	-	51,592	84,396
沖 縄 県		126,439	38,528	-	-	57,131	30,780

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

### 3 市町村の層化

#### (1) 層数の配分

ア 都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市

各市の結果を公表するために各市を1層とした。これにより、都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市に51層を配分した。

イ 上記「ア」以外の市町村

残る117層 (=168-51) は、原則として、地方、都市階級別の二人以上の調査対象世帯数に応じて配分した。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表7に示す。また、1層当たりの地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表8-1及び表8-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舎単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表8-3に示す。

**表7 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	168	47	4	30	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東 北	17	6	-	2	4	5
関 東	38	9	1 (川崎市)	13	9	6
北 陸	11	4	-	1	3	3
東 海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近 畿	22	6	1 (堺 市)	5	6	4
中 国	14	5	-	2	3	4
四 国	9	4	-	1	1	3
九 州	23	7	1(北九州市)	1	8	6
沖 縄	8	1	-	-	4	3

**表 8-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全国	205,985	233,995	271,917	264,862	192,351	140,914
北海道	160,127	524,441	-	171,247	88,889	116,916
東北	146,232	111,045	-	171,349	173,329	156,732
関東	318,714	472,300	357,927	279,917	300,484	193,205
北陸	129,745	127,409	-	173,561	129,502	118,497
東海	251,576	244,473	212,638	307,043	319,824	158,566
近畿	261,917	300,733	237,039	337,477	243,017	143,812
中国	149,263	130,565	-	295,116	146,473	101,801
四国	125,755	104,785	-	50,144	283,959	126,183
九州	157,289	158,609	280,063	199,281	121,407	176,130
沖縄	44,177	82,205	-	-	42,730	33,429

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 8-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全国	77,531	121,307	116,478	92,493	56,111	37,099
北海道	70,759	283,454	-	75,681	31,519	44,555
東北	44,627	47,960	-	57,416	46,314	34,163
関東	134,974	275,066	204,941	103,118	93,679	44,141
北陸	35,485	43,720	-	45,265	30,239	26,489
東海	78,503	108,586	65,286	88,543	82,809	39,891
近畿	97,661	162,479	77,171	114,599	66,195	31,581
中国	51,972	56,326	-	97,242	45,765	28,550
四国	45,444	47,358	-	17,895	83,076	39,532
九州	59,654	80,138	118,515	71,784	38,179	52,557
沖縄	15,805	38,528	-	-	14,283	10,260

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 8-3 地方別層数及び1層当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	層数	1層当たり 調査対象世帯数
全国	11	42,995
北海道・東北	2	14,725
関東	4	52,786
北陸・東海	1	105,212
近畿	2	33,111
中国・四国	1	31,919
九州・沖縄	1	29,003

## (2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせて基準を設定した。また、層化に当たっては、同一地方、都市階級内の各層の調査対象世帯数が、できるだけ等しくなるように配慮した。

### ア 中都市及び小都市Aに区分される市の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

(7) 人口集中地区<sup>注2</sup>人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口に占める割合

(4) 人口増減率・・・平成17年国勢調査結果人口の平成12年国勢調査結果人口に対する増減率

(9) 産業的特色・・・就業者総数に占める第1次産業及び第2次産業就業者数の割合

(5) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

### イ 小都市B・町村に区分される市町村の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

(7) 地理的位置・・・海沿い、山地等に区分

(4) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

なお、層化の結果を巻末の別表1に示す。

## 4 調査市町村の抽出

### (1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市及び大都市は1市1層としているため、残る117層については、各層から1市町村を抽出した。

### (2) 単身世帯の寮・寄宿舍単位区における調査市の抽出

単身世帯の結果集計時の地方区分を考慮して、若年単身者及び単身世帯の寮・寄宿舍単位区が多い市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を調査市として抽出した。

---

注2 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000人以上/1k㎡)が互いに隣接して、その人口が5,000人以上になる地域をいう。

## 5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の制約を考慮して行った。

### (1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保するため、調査世帯数は、調査市町村が属する層の調査対象世帯数に完全には比例していない。

ア 都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市（川崎市、浜松市、堺市、北九州市）には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分した。

イ 小都市Aに区分される市には、小都市A全体で標本改正以前の調査世帯数を確保するため、24世帯を配分した。

なお、沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数を標本改正以前と同様276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数	
	二人以上の世帯	単身世帯
都道府県庁所在市	最低96	最低8
大都市	96	8
中都市	36	3
小都市A	24	2
小都市B・町村	12	1

### (2) 実査上の制約

ア 二人以上の世帯

- (ア) 1 調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1 調査員は2 調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は6 か月間調査を継続し、7 か月目に他の世帯と交替する。

イ 単身世帯：一般単位区

- (ア) 1 調査員が受け持つ二人以上の世帯の2 調査単位区のうち指定された一方の調査単位区から、毎月1世帯を調査する。
- (イ) 調査世帯は3 か月間調査を継続し、4 か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と交替する。

ウ 単身世帯：寮・寄宿舍単位区

- (ア) 1 調査単位区の調査世帯は6世帯とする。

(イ) 1 調査員は 1 調査単位区を受け持ち、毎月 6 世帯を調査する。

(ウ) 調査世帯は 3 か月間調査を継続し、4 か月目に他の世帯と交替する。

なお、地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表 9-1 ～表 9-3 に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数を表 10-1 ～表 10-3 に示す。

**表9-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	8,076	5,052	384	1,080	1,056	504
北海道	288	96	-	72	72	48
東 北	804	576	-	72	96	60
関 東	2,076	1,224	96	468	216	72
北 陸	528	384	-	36	72	36
東 海	768	420	96	108	96	48
近 畿	1,116	648	96	180	144	48
中 国	672	480	-	72	72	48
四 国	480	384	-	36	24	36
九 州	1,068	672	96	36	192	72
沖 縄	276	168	-	-	72	36

**表9-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	673	421	32	90	88	42
北海道	24	8	-	6	6	4
東 北	67	48	-	6	8	5
関 東	173	102	8	39	18	6
北 陸	44	32	-	3	6	3
東 海	64	35	8	9	8	4
近 畿	93	54	8	15	12	4
中 国	56	40	-	6	6	4
四 国	40	32	-	3	2	3
九 州	89	56	8	3	16	6
沖 縄	23	14	-	-	6	3

**表9-3 地方別調査世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関 東	30
北 陸・東海	6
近 畿	12
中 国・四 国	6
九 州・沖 縄	6



**表10-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	4,285	2,177	2,832	7,357	8,197	11,743
北海道	5,560	5,463	-	4,757	3,704	9,743
東 北	3,092	1,157	-	4,760	7,222	13,061
関 東	5,834	3,473	3,728	7,775	12,520	16,100
北 陸	2,703	1,327	-	4,821	5,396	9,875
東 海	5,241	2,328	2,215	8,529	13,326	13,214
近 畿	5,163	2,785	2,469	9,374	10,126	11,984
中 国	3,110	1,360	-	8,198	6,103	8,483
四 国	2,358	1,092	-	1,393	11,832	10,515
九 州	3,387	1,652	2,917	5,536	5,059	14,678
沖 縄	1,280	489	-	-	2,374	2,786

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表10-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	19,354	13,543	14,560	30,831	28,693	37,099
北海道	29,483	35,432	-	25,227	15,759	44,555
東 北	11,323	5,995	-	19,139	23,157	34,163
関 東	29,648	24,270	25,618	34,373	46,839	44,141
北 陸	8,871	5,465	-	15,088	15,120	26,489
東 海	19,626	12,410	8,161	29,514	41,405	39,891
近 畿	23,103	18,053	9,646	38,200	33,098	31,581
中 国	12,993	7,041	-	32,414	22,883	28,550
四 国	10,225	5,920	-	5,965	41,538	39,532
九 州	15,416	10,017	14,814	23,928	19,089	52,557
沖 縄	5,497	2,752	-	-	9,522	10,260

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表10-3 地方別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	1調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	6,569
北海道・東北	2,454
関 東	7,038
北 陸・東 海	17,535
近 畿	5,519
中 国・四 国	5,320
九 州・沖 縄	4,834

## 6 調査単位区の抽出（一般単位区）

調査単位区の抽出は、次の手順で行った。

### (1) ブロックの設定と抽出

調査市町村内の全域<sup>注3</sup>を、国勢調査調査区（以下、「国勢調査区」という。）を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、さらに区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

### (2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

### (3) 調査単位区の抽出

上記（1）で抽出したブロックから1ブロック当たり2つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

#### ア 抽出方法

(ア) 上記（2）で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から2つのクラスターを系統抽出する。

(イ) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を1つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に3つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする。

#### イ 抽出上の制約

(ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。

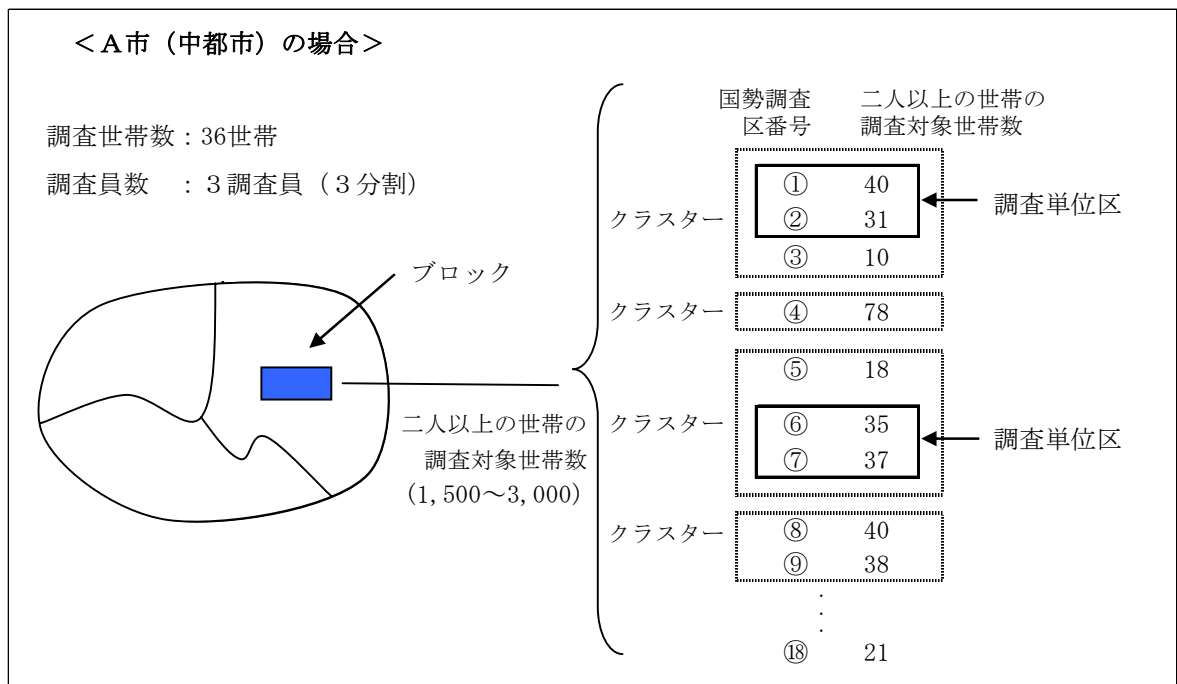
(イ) 調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査単位区間の距離は3キロメートル未満とする。

(ウ) 1クラスターが3つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスターは抽出しない。

注3 平成17年国勢調査調査区のうち、特別調査区（特別な施設のある地域等）、水面調査区（水上生活者がいる地域等）などを除く一般調査区全域をいう。

- (エ) 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下（可能であれば10年以下）の国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。
- (オ) 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。
- (カ) 調査の実施が困難な国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

**図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例**



## 7 調査世帯の抽出

### (1) 抽出世帯数

二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区の調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯の二人以上の世帯と、1世帯の単身世帯を乱数表により抽出する。

二人以上の世帯の調査世帯を抽出するに当たっては、「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯を、農林漁家世帯、非農林漁家世帯の勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の3つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数（6世帯）を配分する。

また、単身世帯の寮・寄宿舍単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舍単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から6世帯を乱数表により抽出する。

### (2) 調査対象世帯から除外する世帯

世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外している。

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- オ 外国人世帯
- カ 15歳未満の単身世帯
- キ 社会施設又は矯正施設の入所者
- ク 病院又は療養所の入所者
- ケ 自衛隊の営舎内居住者
- コ その他、都道府県知事が不相当と認めた世帯

**(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置**

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえない場合は、代わりの世帯を同じ調査単位区から乱数表で抽出する。

その際、二人以上の世帯では同じ世帯区分の世帯を、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出する。

### Ⅲ 調査世帯の交替方法

#### 1 概要

調査世帯の交替は調査期間の終了、調査単位区の交替及び調査市町村の交替の際に行われる。

同一世帯の調査期間は、調査世帯の負担に配慮するとともに、標本を固定することによる偏りの発生を防ぐため、二人以上の世帯では6か月間、単身世帯では3か月間とする。

調査単位区は、同じ世帯が反復して調査されることを防ぐため、1年間調査した後に交替する。

調査市町村のうち、都市階級が「小都市B・町村」に区分される市町村は、調査対象世帯数が少ないため、5年間継続して調査することが困難なケースがあるので、各市町村の調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年限を定め、この年限に達した場合は、原則として交替する。

#### 2 調査期間の終了による調査世帯の交替

調査世帯は、二人以上の世帯では、6か月間調査した後、7か月目に別の世帯と交替する。また、単身世帯では、一般単位区、寮・寄宿舍単位区とも3か月間調査した後、4か月目に別の世帯と交替する。

これらの調査世帯の交替は、同一調査単位区内で行われる場合と調査単位区の交替に伴って行われる場合がある。これらの交替を「定期交替」という。

同一調査単位区内の別の世帯と交替する場合は、調査員は再び当該調査単位区内を実地に踏査し、単位区世帯名簿（一般単位区用、寮・寄宿舍単位区用）を補正した上で、新たな調査世帯を抽出する。

なお、この他、調査期間中に転居、病気及び療養等のやむを得ない理由により、世帯が調査を続けられなくなった場合も調査世帯を交替する。このような調査世帯の交替を「臨時交替」という。調査世帯の交替はこれらの事情が生じた時点で実施し、代替の世帯を同じ調査単位区内から乱数表により抽出する。この際、二人以上の世帯の場合は同じ世帯区分（「Ⅱ-7-(1)」参照）から、単身世帯の一般単位区の場合は同じ性別から抽出する。また、調査期間は前調査世帯の残りの期間とする。

#### 3 調査単位区の交替

##### (1) 交替のローテーション

###### ア 一般単位区

調査単位区は、1年間調査した後、定められた手順（「Ⅱ-6-(3)」参照）に従って、

同一ブロック内のほかのクラスターの調査単位区と交替する。この調査単位区の交替は、全国すべての調査単位区で同時に行わず、調査単位区を12の組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。

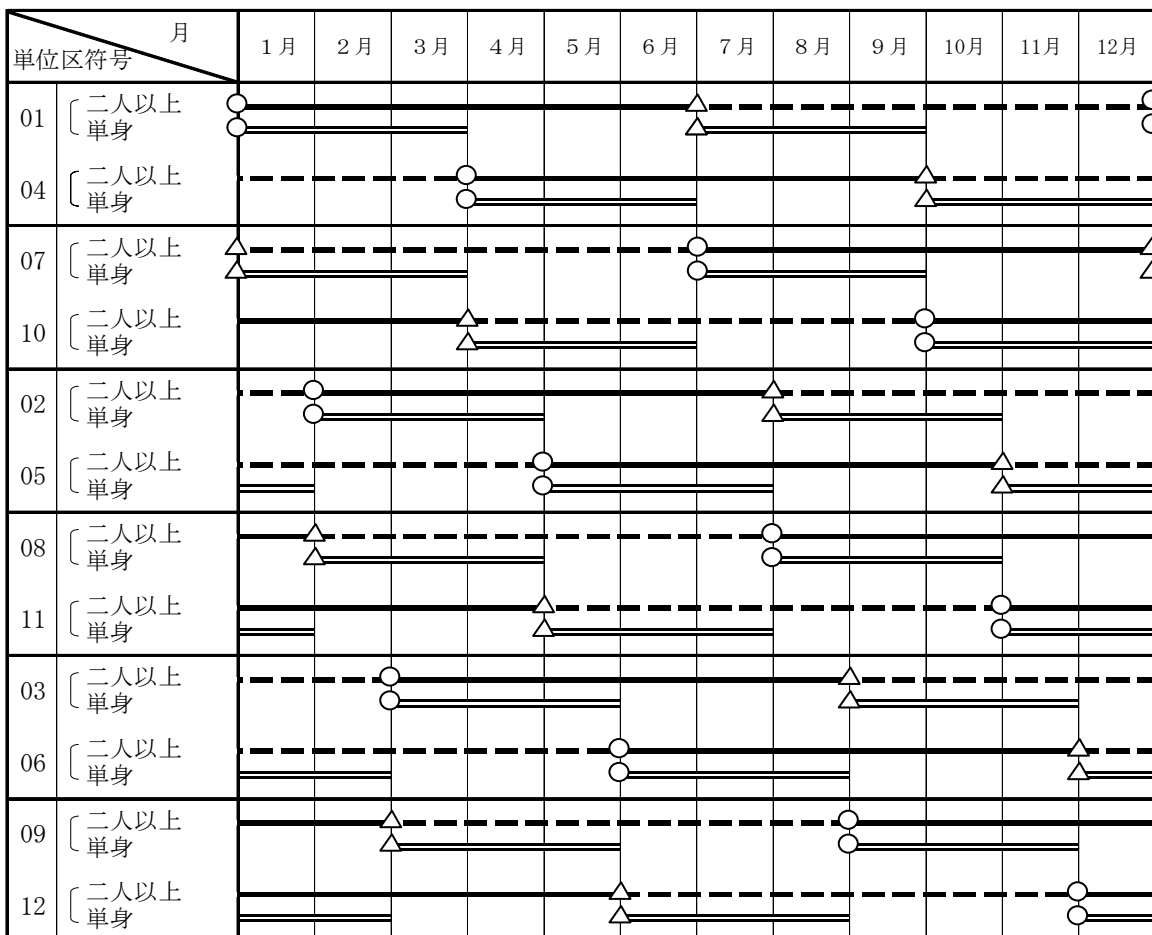
また、1調査員の受け持つ2調査単位区は同時に交替せず、3か月ずらして交替する。この2調査単位区の組合せと、それぞれの調査単位区の交替月を図3-1に示す。

なお、図3-1の単位区符号の数字は、調査単位区が交替する月を示している。

#### イ 寮・寄宿舍単位区

調査単位区は、6か月間調査した後、定められた手順に従って同一層内の調査単位区と交替する。この調査単位区の交替は、すべての調査単位区で同時に行わず、調査単位区を6つの組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。この調査単位区の交替月を図3-2に示す。

図3-1 単位区符号別調査単位区の交替(一般単位区)



○ 調査単位区の交替

△ 同一調査単位区内における調査世帯の交替

「—」、「--」、「≡」は、いずれも1世帯に対して継続して調査する期間を示す。

注) 1調査員は6つの枠のうち、いずれかの1枠内の2調査単位区を受け持つ。

図3-2 単位区符号別調査単位区の交替(寮・寄宿舍単位区)

月 単位 区符号	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
01	○			△			○			△		○
02		○		△			○			△		○
03			○		△			○			△	○
04	△			○			△			○		△
05		△			○			△			○	
06			△			○			△			○

○ 調査単位区の交替  
△ 同一調査単位区内における調査世帯の交替

## (2) 調査単位区の交替の方法

### ア 一般単位区

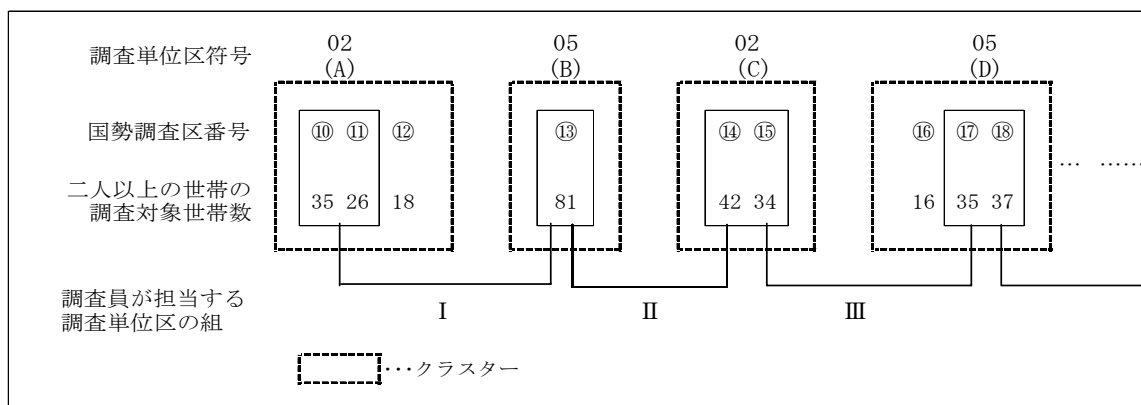
1 調査員が担当する2調査単位区は、同一ブロック又は隣接したブロックに含まれ、次のように交替する。

例えば、図4に示すように、ある調査員の担当する調査単位区の単位区符号が「02」と「05」で、まず国勢調査区番号⑩及び⑪からなる調査単位区A（単位区符号は「02」）と、国勢調査区番号⑬からなる調査単位区B（単位区符号は「05」）が割り当てられたとする。

この場合、調査単位区Aは2月から翌年1月までの期間、調査単位区Bは5月から翌年4月までの期間調査される。調査単位区Aは翌年2月に国勢調査区番号⑭及び⑮からなる調査単位区Cと交替し、調査単位区Bは翌年5月に国勢調査区番号⑰及び⑱からなる調査単位区Dと交替する。さらに翌々年の2月になると、調査単位区Cを別の調査単位区と交替して、単位区符号「02」を付与する。以後、同じ手順で反復する。

なお、ブロック内のクラスターを使い切った時には、隣接するブロックから抽出する。

図4 調査単位区の交替例



#### イ 寮・寄宿舍単位区

平成17年国勢調査の調査区地図上で無作為に一つの単位区を起点として定め、同時に交替する単位区を抽出する方向を決め、6か月ごとに順次交替する。

#### 4 調査市町村の交替

都市階級が「小都市B・町村」に区分される調査市町村は、調査対象世帯数が少ないため、調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年限を定め、原則としてこの年限に達した市町村は交替する。

当該調査市町村の交替は、毎年1月から3月にかけて実施することとし、交替する月は当該市町村の調査単位区符号によって決まる。

調査単位区符号が「01」、「04」、「07」、「10」の場合には1月に、「02」、「05」、「08」、「11」の場合には2月に、「03」、「06」、「09」、「12」の場合には3月に、それぞれ交替する。



## IV 平均値及び標本誤差の推定

### 1 二人以上の世帯

二人以上の世帯の集計では、抽出率に基づく調整係数に、労働力調査の集計で推定される世帯数を補助情報とする世帯分布の補正係数を乗じたウェイトを用いて、平均値を推定する。

調整係数とは、各層における1調査世帯が何世帯の代表であることを示す値で、具体的には、那覇市の抽出率の逆数に対する各層の抽出率の逆数の比となっている。那覇市を基準とするのは、抽出率が全国の層の中で最も大きいためである。各層（調査市町村）の調整係数を巻末の別表2に示す。

世帯分布の補正には、労働力調査の集計で推定される世帯数の直近12か月の平均値を補助情報として使用する。世帯分布の補正は地方別、世帯人員別に行う。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

#### (1) 平均値の推定式

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{ijkm} C_{ij} \alpha'_{ik} x_{ijkm}}{\sum_{ij} W_{ij}}$$

$$\alpha'_{ik} = \alpha_{ik} \left( \frac{n_{ik}}{n'_{ik}} \right) \quad C_{ij} = \frac{W_{ij}}{\sum_k \alpha'_{ik} n'_{ijk}}$$

$$\alpha_{ik} = \beta \frac{N_{ik}}{n_{ik}} \quad \beta = \frac{168}{82205} \quad (\text{那覇市の抽出率})$$

$i$  : 地方10区分（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）

$j$  : 世帯人員4区分（2人、3人、4人、5人以上）

$k$  : 168層（調査市町村）

$m$  : 世帯

$x$  : 支出金額又は数量

$W$  : 調査対象世帯数（労働力調査での推定値（直近12か月平均））

$\alpha'$  : 調整済み調整係数

$\alpha$  : 調整係数

$n$  : 調査予定世帯数

$n'$  : 集計世帯数

$C$  : 世帯数分布を補正するために乗じる係数（以下、「補正係数」とする。）

$N$  : 調査市町村が属する層の調査対象世帯数 (標本設計時の母集団情報)

(2) 推定値の標準誤差

ア 標準誤差の推定式

二人以上の世帯における全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では、 $\alpha_{ik}$ の代わりに $\alpha'_{ik}C_{ij}$ 及び $n_{ijk}$ の代わりに $n'_{ijk}$ を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^2} \left( \sum_{ij} W_{ij}^2 \sigma^2(\bar{x}_{ij}) + \sum_i \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) \right)$$

$(j(1) \neq j(2))$

$$\bar{x}_{ij} = \frac{\sum_k \sum_m \alpha_{ik} x_{ijkm}}{\sum_k \alpha_{ik} n_{ijk}}$$

- $\sigma^2(\bar{x})$  : 全国平均の推定値の標準誤差の2乗  
 $\sigma^2(\bar{x}_{ij})$  : i地方、j世帯人員区分の平均の推定値の標準誤差の2乗  
 $Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)})$  : i地方、j(1)世帯人員区分の平均の推定値とi地方、j(2)世帯人員区分の平均の推定値との共分散  
 $j(\bullet)$  : 世帯人員区分の1区分

$\sigma^2(\bar{x}_{ij})$ 、 $Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ij}) = \sum_k E_n \left[ \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}^2}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^2} \sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk}) \right] + \sum_k \mu_{ijk}^2 Var_n \left[ \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right]$$

$$+ \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} Cov_n \left[ \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right] \quad (k(1) \neq k(2))$$

$$Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ij(1)k(1)} \mu_{ij(2)k(2)} Cov_n \left[ \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right]$$

$(j(1) \neq j(2), k(1) \text{及び} k(2) \text{は自由に動く})$

- $\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk})$  :  $n_{ijk}$ が与えられたときの $\bar{x}_{ijk}$ の条件付標準誤差の2乗

$E_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する $\cdot$ の期待値
$Var_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する $\cdot$ の分散
$Cov_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する $\cdot$ の共分散
$\mu$	: 母平均
$k(\cdot)$	: 調査市町村のうちの1市町村
$k'$	: 168層 (調査市町村)

#### イ 母数の推定

「ア」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk})$ には次の近似値を代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk}) \approx \frac{Var(x_{ijk})}{n_{ijk}}$$

$Var(x_{ijk})$  : i地方、j世帯人員、k市町村の支出金額の分散

この近似値を用いて、 $\sigma^2(\bar{x}_{ij})$ を次のように推定する。

$$\begin{aligned} \sigma^2(\bar{x}_{ij}) = & \sum_k E_n \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left( \sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'} \right)^2} \right) Var(x_{ijk}) + \sum_k \mu_{ijk}^2 Var_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \\ & + \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} Cov_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2)) \end{aligned}$$

標本数の変動に関する母数は次のように1年間の変動から推定する。ただし、

$\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} = 0$ のときは、その地方、世帯人員区分、市町村及び月を除いて計算する。

$$\begin{aligned} \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left( \sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'} \right)^2} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}^{(t)}}{\left( \sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \right)^2} \right) \\ \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \right)^2 \\ \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) &= \frac{1}{b} \left( \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}} \right) \right) \right. \\ &\quad \left. \times \left( \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) \right) \right) \end{aligned}$$

$t$  : 1月～12月

$b$  :  $\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \neq 0$  の月数 ( $b \leq 12$ )

$j(\bullet)$  : 世帯人員区分1区分

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。

$$\begin{aligned} \overline{Var}(x_{ijk}) &= \frac{\sum (x_{ijkm} - \bar{\mu}_{ijk})^2}{n_{ijk}} \\ \bar{\mu}_{ijk} &= \frac{\sum x_{ijkm}}{n_{ijk}} \end{aligned}$$

なお、母平均の推定量  $\bar{\mu}_{ijk}$  が得られないときは0で計算する。

また、分散の推定量  $\overline{Var}(x_{ijk})$  が得られないときは、次の式から得られる地方内の単純不偏分散を代用する。これも得られないときは0で計算する。

$$\overline{Var}'(x_{ijk}) = \frac{\sum_k \sum_m (x_{ijkm} - \bar{\mu}_{ij})^2}{\sum_k n_{ijk}}$$

$$\bar{\mu}_{ij} = \frac{\sum_k \sum_m x_{ijkm}}{\sum_k n_{ijk}}$$

ウ 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

「イ」で求めた母数の推定量を用いて、全国の月平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^2} \left( \sum_{ij} W_{ij}^2 \bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ij}) + \sum_i \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} \overline{Cov}(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) \right)$$

(j(1) ≠ j(2))

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ij}) = \sum_k \bar{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^2} \right) \overline{Var}(x_{ijk}) + \sum_k \bar{\mu}_{ijk}^2 \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right)$$

$$+ \sum_{k(1)k(2)} \bar{\mu}_{ijk(1)} \bar{\mu}_{ijk(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2))$$

$$\overline{Cov}(x_{ij(1)}, x_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \bar{\mu}_{ij(1)k(1)} \bar{\mu}_{ij(2)k(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right)$$

(j(1) ≠ j(2))

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\bar{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum_t \bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}}{12^2} \quad (t = 1\text{月} \sim 12\text{月})$$

$\bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}$  : t月の平均値の推定値の標準誤差の2乗

これより、標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差 (\%)} = \sqrt{\sigma^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率 (\%)} = 100 \times \frac{\sqrt{\sigma^2(\bar{x})}}{\bar{x}}$$

## 2 単身世帯

### (1) 四半期平均（調整係数を用いない）

単身世帯の四半期平均値の推定では、時系列の安定性を重視する観点から、後述する年平均の推定とは異なり調整係数をウェイトに用いずに、労働力調査の集計で推定される世帯数を補助情報とした世帯分布の補正のみ行う。世帯分布の補正は、性及び年齢階級別に行う。

なお、この推定値は不偏推定量とはならない。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

#### ア 平均値の推定

全国の四半期平均（ $\bar{x}_Q$ ）は次のように推定する。

$$\bar{x}_Q = \frac{\sum_d \bar{x}_d}{3}$$

$Q$  : 各四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）

$\bar{x}_d$  : d月の全国平均の推定値

$d$  : 四半期に属する3か月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_d = \frac{\sum_{gm} C_g x_{gm}}{\sum_g W_g}$$

$$C_g = \frac{W_g}{n'_g}$$

$g$  : 世帯数分布の補正区分（男女×年齢階級3区分（35歳未満、35～59歳、60歳以上）による6区分）（以下、「補正区分」とする。）

$x$  : 支出金額又は数量

$m$  : 世帯

$W$  : 調査対象世帯数（労働力調査での推定値（直近12か月平均））

$C$  : 世帯数分布を補正するために乗じる係数（以下、「補正係数」とする。）

$n'$  : 集計世帯数

イ 推定値の標準誤差

(ア) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では $n$ の代わりに $n'$ を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_g W_g\right)^2} \left( \sum_g W_g^2 \sigma^2(\bar{x}_g) \right)$$

$$\bar{x}_g = \frac{\sum x_{gm}}{n_g}$$

$\sigma^2(\bar{x})$  : 全国平均の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_g)$  : g補正区分の平均値の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_g)$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_g) = \sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$$

$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$  :  $n_g$ が与えられたときの $\bar{x}_g$ の条件付標準誤差の2乗

$\mu$  : 母平均

(イ) 母数の推定

上記「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$ を推定するためには、調査を行っていない市町村の評価などを行わなければならない。しかし、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g) \approx \frac{\text{Var}(x_g)}{n_g}$$

$\text{Var}(x_g)$  : g補正区分の分散



この近似値を用いて、 $\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g)$ を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g) = \frac{n_g}{n_g^2} \text{Var}(x_g)$$

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。母平均の推定量 $\bar{\mu}_g$ が得られないときは0で計算する。また、分散の推定量 $\overline{\text{Var}}(x_g)$ が得られないときは0で計算する。

$$\bar{\mu}_g = \frac{\sum x_{gm}}{n_g}$$

$$\overline{\text{Var}}(x_g) = \frac{\sum (x_{gm} - \bar{\mu}_g)^2}{n_g}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

上記「(イ)」で求めた母数の推定量を用いて、毎月の全国平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_g W_g\right)^2} \left(\sum_g W_g^2 \bar{\sigma}^2(\bar{x}_g)\right)$$

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g) = \frac{n_g}{n_g^2} \overline{\text{Var}}(x_g)$$

四半期平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\bar{\sigma}_Q^2(\bar{x}) = \frac{\sum \bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(d)}}{3^2}$$

$\bar{\sigma}_Q^2(\bar{x})$  : 四半期平均の推定値の標準誤差の2乗

$\bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(d)}$  : d月の平均の推定値の標準誤差の2乗

これより、四半期平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差} = \sqrt{\sigma_{\varrho}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率(\%)} = 100 \times \frac{\sqrt{\sigma_{\varrho}^2(\bar{x})}}{\bar{x}_{\varrho}}$$

※平成22年より、上記推定式を用いている。

## (2) 年平均（調整係数を用いる）

年平均値の推定では、不偏性を重視する観点から世帯分布の補正に加えて調整係数をウェイトに用いている。単身世帯の集計における調整係数は、一般単位区の世帯については地方、都市階級別に算出し、寮・寄宿舍単位区の世帯については地方別に算出している。地方、都市階級別の調整係数を別表3に示す。なお、ここでの「都市階級」は、次に示すとおり標本設計で定義した都市階級（7ページ参照）とは区分と定義が異なる。

都市階級	人口規模等
大都市	政令指定都市
中都市（県庁市）	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市
中都市（県庁市以外）	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市でない市
小都市・町村	人口15万未満の市及び町村

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

### ア 平均値の推定値

全国の年平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_{year} = \frac{\sum \bar{x}_p}{12}$$

$\bar{x}_p$  :  $p$ 月の全国平均の推定値

$p$  : 1月～12月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i'hgm} C_{i'g} \alpha'_{i'h} x_{i'hgm} + \sum_{i''gm} C_{i''g} \alpha'_{i''} x_{i''gm}}{\sum_{i'g} W_{i'g}}$$

$$C_{i'g} = \frac{W_{i'g}}{\sum_h \alpha'_{i'h} n'_{i'h} + \alpha'_{i''} r'_{i'g}}$$

$$\alpha'_{i'h} = \alpha_{i'h} \frac{n_{i'h}}{n'_{i'h}} \quad \alpha'_{i''} = \alpha_{i''} \frac{r_{i''}}{r'_{i''}}$$

$$\alpha_{i'h} = \beta \frac{N_{i'h}}{n_{i'h}} \quad \alpha_{i''} = \beta \frac{R_{i''}}{r_{i''}}$$

$$\beta = \frac{168}{82205} \quad (\text{二人以上の世帯の那覇市の抽出率})$$

$i'$  : 地方7区分（北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州、沖縄）

$i''$  : 地方6区分（北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）

$h$  : 都市階級区分（大都市、中都市（県庁市）、中都市（県庁市以外）、小都市・町村）

$g$  : 世帯数分布の補正区分

$m$  : 世帯

$C$  : 補正係数

$\alpha'$  : 調整済み調整係数

$x$  : 支出金額又は数量

$W$  : 調査対象世帯数（労働力調査での推計値）

$\alpha$  : 調整係数

$n$  : 一般単位区の調査予定世帯数

$n'$  : 一般単位区の集計世帯数

$r$  : 寮・寄宿舍単位区の調査予定世帯数

$r'$  : 寮・寄宿舍単位区の集計世帯数

$N$  : 一般単位区の調査対象世帯数（標本設計時の母集団情報）

$R$  : 寮・寄宿舍単位区の調査対象世帯数（標本設計時の母集団情報）

イ 推定値の標本誤差

(7) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算

では $\alpha_{ih}$ の代わりに $\alpha'_{ih}C_{i'g}$ （一般単位区の場合）又は $\alpha'_{i'g}C_{i'g}$ （寮・寄宿舍単位区の場合）を、 $n_{igh}$ の代わりに $n'_{igh}$ （一般単位区の場合）又は $r'_{i'g}$ （寮・寄宿舍単位区の場合）を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^2} \left( \sum_{ig} W_{ig}^2 \sigma^2(\bar{x}_{ig}) + \sum_i \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)g(2)} \text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

$$\bar{x}_{ig} = \frac{\sum_h \sum_m \alpha_{ih} x_{ighm}}{\sum_h \alpha_{ih} n_{igh}}$$

$\sigma^2(\bar{x})$  : 全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_{ig})$  : i地方、g補正区分別平均の推定値の標準誤差の2乗

$\text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$  : i地方、g(1)補正区分別平均の推定値とi地方、g(2)補正区分別平均の推定値の共分散

$g(\bullet)$  : 補正区分1区分

$\sigma^2(\bar{x}_{ig})$ と $\text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ig}) = \sum_h E_n \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}^2}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^2} \sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh}) \right) + \sum_h \mu_{igh}^2 \text{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right)$$

$$+ \sum_{h(1)h(2)} \mu_{igh(1)} \mu_{igh(2)} \text{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2))$$

$$\text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) = \sum_{h(1)h(2)} \mu_{ig(1)h(1)} \mu_{ig(2)h(2)} \text{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

$\sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh})$  :  $n_{igh}$ が与えられたときの $\bar{x}_{igh}$ の条件付標準誤差の2乗

$E_n(\bullet)$  : 標本数の変動に関する $\bullet$ の期待値

$\text{Var}_n(\bullet)$  : 標本数の変動に関する $\bullet$ の分散

$Cov_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する・の共分散
$h(\cdot)$	: 都市階級区分の1区分
$\mu$	: 母平均
$h'$	: 都市階級区分

(イ) 母数の推定

「ア」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh})$ の推定に当たっては、調査を行っていない市町村の評価などを行わなければならない。しかし、補正区分別、調査市町村別の標本数はほとんどが0から2であり、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh}) \approx Var(x_{igh})$$

$Var(x_{igh})$  : i地方、g補正区分、h都市階級の分散

この近似値を用いて $\sigma^2(\bar{x}_{ig})$ を次のように推定する。

$$\begin{aligned} \sigma^2(\bar{x}_{ig}) = & \sum_h E_n \left[ \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left( \sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} \right)^2} Var(x_{igh}) + \sum_h \mu_{igh}^2 Var_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right. \\ & \left. + \sum_{h(1)h(2)} \mu_{igh(1)} \mu_{igh(2)} Cov_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right] \quad (h(1) \neq h(2)) \end{aligned}$$

標本数の変動に関する母数は次のように1年間の変動から推定する。ただし、

$\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} = 0$ のときは、その地方、補正区分、都市階級及び月を除いて計算する。

$$\begin{aligned} \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left( \sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} \right)^2} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}^{(t)}}{\left( \sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \right)^2} \right) \\ \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right)^2 \\ \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}} \right) \right) \right. \\ &\quad \left. \times \left( \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) \right) \right) \end{aligned}$$

$t$  : 1月～12月

$n$  : 標本数

$b$  :  $\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \neq 0$  の月数 ( $b \leq 12$ )

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。

$$\overline{Var}(x_{igh}) = \frac{\sum (x_{ighm} - \overline{\mu}_{igh})^2}{n_{igh}}$$

$$\overline{\mu}_{igh} = \frac{\sum x_{ighm}}{n_{igh}}$$

なお、母平均の推定量  $\overline{\mu}_{igh}$  が得られないときは0で計算する。

また、母分散の推定量  $\overline{Var}(x_{igh})$  が得られないときは、次の式から得られる地方内の

単純不偏分散を代用する。これも得られないときは0で計算する。

$$\overline{Var}(x_{igh}) = \frac{\sum_h \sum_m (x_{ighm} - \bar{\mu}_{ig})^2}{\sum_h n_{igh}}$$

$$\bar{\mu}_{ig} = \frac{\sum_h \sum_m x_{ighm}}{\sum_h n_{igh}}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

以上の母数の推定量を用いて、全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\overline{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^2} \left( \sum_{ig} W_{ig}^2 \overline{\sigma}^2(\bar{x}_{ig}) + \sum_i \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)} W_{ig(2)} \overline{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

$$\overline{\sigma}^2(\bar{x}_{ig}) = \sum_h \bar{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^2} \overline{Var}(x_{igh}) + \sum_h \bar{\mu}_{igh}^2 \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right)$$

$$+ \sum_{h(1)h(2)} \bar{\mu}_{igh(1)} \bar{\mu}_{igh(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2))$$

$$\overline{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) = \sum_{h(1)h(2)} \bar{\mu}_{ig(1)h(1)} \bar{\mu}_{ig(2)h(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum \overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(p)}}{12^2} \quad (p = 1\text{月} \sim 12\text{月})$$

$\overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(p)}$  : p月の平均値の推定値の標準誤差の2乗



これより、年平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差 (\%)} = \sqrt{\sigma_{year}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率 (\%)} = 100 \times \frac{\sqrt{\sigma_{year}^2(\bar{x})}}{\bar{x}}$$

別表1 地方、都市階級、層別市町村一覧

[中都市、小都市A]

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市 下線は標本改正時の調査市	
北海道	中都市	1	人口集中地区人口比率90.0%未満	190,406	3	(01 北海道) <u>202 函館市</u> 、206 釧路市、213 苫小牧市	
		2	人口集中地区人口比率90.0%以上	152,087	2	(01 北海道) <u>204 旭川市</u> 、207 帯広市	
	小都市A	1	人口増減率-3.0%以上	86,567	3	(01 北海道) 203 小樽市、 <u>205 室蘭市</u> 、230 登別市	
		2	人口増減率-2.9%~1.0%未満	82,163	3	(01 北海道) <u>208 北見市</u> 、210 岩見沢市、235 石狩市	
		3	人口増減率1.0%以上	97,938	4	(01 北海道) 217 江別市、 <u>224 千歳市</u> 、231 恵庭市、234 北広島市	
東北	中都市	1	人口集中地区人口比率68.0%未満	188,435	3	(02 青森県) 202 弘前市 (04 宮城県) <u>202 石巻市</u> (07 福島県) 204 いわき市	
		2	人口集中地区人口比率68.0%以上	154,263	2	(02 青森県) 203 八戸市 (07 福島県) <u>203 郡山市</u>	
	小都市A	1	第1次産業就業者数比率8.9%未満	166,207	8	(02 青森県) <u>208 むつ市</u> (03 岩手県) 206 北上市 (04 宮城県) 203 塩竈市、207 名取市、209 多賀城市 (06 山形県) 202 米沢市 (07 福島県) 202 会津若松市、205 白河市	
		2	第1次産業就業者数比率8.9%~11.0%未満	174,495	7	(03 岩手県) 202 宮古市 (04 宮城県) 215 大崎市 (05 秋田県) 202 能代市、204 大館市 (06 山形県) <u>203 鶴岡市</u> 、204 酒田市 (07 福島県) 212 南相馬市	
		3	第1次産業就業者数比率11.0%以上、人口増減率-3.53%未満	173,902	9	(04 宮城県) 205 気仙沼市、212 登米市、213 栗原市 (05 秋田県) 203 横手市、 <u>207 湯沢市</u> 、210 由利本荘市、212 大仙市 (07 福島県) 208 喜多方市、210 二本松市	
		4	第1次産業就業者数比率11.0%以上、人口増減率-3.53%以上	178,711	8	(02 青森県) 205 五所川原市、206 十和田市 (03 岩手県) 205 花巻市、 <u>209 一関市</u> 、215 奥州市 (06 山形県) 210 天童市 (07 福島県) 207 須賀川市、213 伊達市	
	関東	中都市	1	人口集中地区人口比率61.0%未満、第2次産業就業者数比率32.0%未満	274,181	4	(08 茨城県) 220 つくば市 (10 群馬県) 202 高崎市 (11 埼玉県) <u>202 熊谷市</u> (12 千葉県) 219 市原市
			2	人口集中地区人口比率61.0%未満、第2次産業就業者数比率32.0%以上	288,280	6	(08 茨城県) 221 ひたちなか市 (09 栃木県) <u>202 足利市</u> 、208 小山市 (10 群馬県) 204 伊勢崎市、205 太田市 (20 長野県) 203 上田市
3			人口集中地区人口比率61.0%~93.0%未満、第2次産業就業者数比率20.5%未満	201,882	3	(12 千葉県) <u>212 佐倉市</u> 、217 柏市、220 流山市	

[中都市、小都市A]

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市 下線は標本改正時の調査市
関東	中都市	4	人口集中地区人口比率61.0%～93.0%未満、第2次産業就業者数比率20.5%以上、人口増減率-0.6%未満	224,878	4	(08 茨城県) <u>202 日立市</u> (11 埼玉県) 214 春日部市、215 狭山市 (14 神奈川県) 206 小田原市
		5	人口集中地区人口比率61.0%～93.0%未満、第2次産業就業者数比率20.5%以上、人口増減率-0.6%～1.0%未満	238,681	4	(11 埼玉県) 201 川越市 (12 千葉県) 208 野田市 (14 神奈川県) 211 秦野市 (20 長野県) <u>202 松本市</u>
		6	人口集中地区人口比率61.0%～93.0%未満、第2次産業就業者数比率20.5%以上、人口増減率1.0%～4.0%未満、世帯主の65歳以上世帯数比率24.0%未満	340,965	3	(11 埼玉県) 222 越谷市 (14 神奈川県) 209 相模原市、 <u>212 厚木市</u>
		7	人口集中地区人口比率61.0%～93.0%未満、第2次産業就業者数比率20.5%以上、人口増減率1.0%～4.0%未満、世帯主の65歳以上世帯数比率24.0%以上	273,530	4	(11 埼玉県) <u>208 所沢市</u> 、219 上尾市、230 新座市 (14 神奈川県) 203 平塚市
		8	人口集中地区人口比率61.0%～93.0%未満、第2次産業就業者数比率20.5%以上、人口増減率4.0%以上	314,935	3	(12 千葉県) 221 八千代市 (13 東京都) <u>201 八王子市</u> 、209 町田市
		9	人口集中地区人口比率93.0%～95.0%未満	298,774	3	(14 神奈川県) <u>201 横須賀市</u> 、205 藤沢市、207 茅ヶ崎市
		10	人口集中地区人口比率95.0%～98.8%未満、第2次産業就業者数比率20.0%未満	384,910	4	(12 千葉県) 203 市川市、204 船橋市 (13 東京都) <u>202 立川市</u> (14 神奈川県) 204 鎌倉市
		11	人口集中地区人口比率95.0%～98.8%未満、第2次産業就業者数比率20.0%以上	267,290	2	(11 埼玉県) <u>203 川口市</u> (12 千葉県) 207 松戸市
		12	人口集中地区人口比率98.8%～100.0%未満	262,328	5	(11 埼玉県) 221 草加市 (12 千葉県) 216 習志野市、 <u>227 浦安市</u> (13 東京都) 212 日野市 (14 神奈川県) 213 大和市
		13	人口集中地区人口比率100.0%	268,291	5	(13 東京都) 204 三鷹市、 <u>206 府中市</u> 、208 調布市、 211 小平市、229 西東京市
	小都市A	1	人口集中地区人口比率15.0%未満	289,491	15	(08 茨城県) 216 笠間市、226 那珂市、227 筑西市、 234 鉾田市、236 小見玉市 (09 栃木県) 206 日光市 (10 群馬県) <u>211 安中市</u> (12 千葉県) 215 旭市、226 富津市、230 八街市、 236 香取市、237 山武市 (19 山梨県) 208 南アルプス市、211 笛吹市 (20 長野県) 220 安曇野市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市 下線は標本改正時の調査市
関東	小都市A	2	人口集中地区人口比率15.0%～59.0%未満、第1次産業就業者数比率5.8%未満	298,207	13	(08 茨城県) 204 古河市、208 龍ヶ崎市、222 鹿嶋市 (09 栃木県) 203 栃木市、204 佐野市 (10 群馬県) 207 館林市 (11 埼玉県) 207 秩父市、210 加須市、212 東松山市、 216 羽生市 (12 千葉県) 210 茂原市、225 君津市 (20 長野県) 206 諏訪市
		3	人口集中地区人口比率15.0%～59.0%未満、第1次産業就業者数比率5.8%～9.3%未満	301,967	15	(08 茨城県) 207 結城市、211 常総市、232 神栖市 (09 栃木県) 205 鹿沼市、209 真岡市、213 那須塩原市、 216 下野市 (10 群馬県) 208 渋川市、209 藤岡市、212 みどり市 (11 埼玉県) 211 本庄市 (12 千葉県) 211 成田市、213 東金市、229 袖ヶ浦市 (20 長野県) 214 茅野市
		4	人口集中地区人口比率15.0%～59.0%未満、第1次産業就業者数比率9.3%以上	312,833	16	(08 茨城県) 205 石岡市、212 常陸太田市、228 板東市 (09 栃木県) 210 大田原市 (10 群馬県) 206 沼田市、210 富岡市 (11 埼玉県) 218 深谷市 (12 千葉県) 202 銚子市、205 館山市、233 富里市 (20 長野県) 205 飯田市、207 須坂市、209 伊那市、 215 塩尻市、217 佐久市、218 千曲市
		5	人口集中地区人口比率59.0%～70.0%未満	318,015	14	(08 茨城県) 203 土浦市、224 守谷市 (10 群馬県) 203 桐生市 (11 埼玉県) 206 行田市、209 飯能市、238 蓮田市、 239 坂戸市、240 幸手市、242 日高市 (12 千葉県) 206 木更津市、228 四街道市、231 印西市、 232 白井市 (19 山梨県) 202 富士吉田市
		6	人口集中地区人口比率70.0%～82.0%未満	294,243	12	(08 茨城県) 217 取手市、219 牛久市 (11 埼玉県) 217 鴻巣市、231 桶川市、232 久喜市、 233 北本市、241 鶴ヶ島市、243 吉川市 (13 東京都) 205 青梅市、228 あきる野市 (14 神奈川県) 214 伊勢原市 (19 山梨県) 210 甲斐市
		7	人口集中地区人口比率82.0%～99.6%未満、第2次産業就業者数比率25.5%未満	283,202	11	(11 埼玉県) 227 朝霞市、228 志木市、229 和光市 (12 千葉県) 222 我孫子市、224 鎌ヶ谷市 (13 東京都) 215 国立市、220 東大和市、221 清瀬市、 224 多摩市、225 稲城市 (14 神奈川県) 208 逗子市
		8	人口集中地区人口比率82.0%～99.6%未満、第2次産業就業者数比率25.5%以上	303,240	11	(11 埼玉県) 225 入間市、234 八潮市、235 富士見市、 237 三郷市、245 ふじみ野市 (13 東京都) 223 武蔵村山市、227 羽村市 (14 神奈川県) 215 海老名市、216 座間市、218 綾瀬市 (20 長野県) 204 岡谷市
		9	人口集中地区人口比率99.6%以上	303,155	11	(11 埼玉県) 223 蕨市、224 戸田市、226 鳩ヶ谷市 (13 東京都) 203 武蔵野市、207 昭島市、210 小金井市、 213 東村山市、214 国分寺市、218 福生市、 219 狛江市、222 東久留米市

[中都市、小都市A]

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市 下線は標本改正時の調査市
北陸	中都市	1	—	173,561	3	(15 新潟県) 202 長岡市、222 上越市 (16 富山県) 202 高岡市
		1	人口集中地区人口比率40%未満、人口増減率0.4%未満	134,486	8	(15 新潟県) 224 佐渡市、210 十日町市、226 南魚沼市 (16 富山県) 205 氷見市、210 南砺市 (17 石川県) 202 七尾市、206 加賀市 (18 福井県) 209 越前市
	小都市A	2	人口集中地区人口比率40%未満、人口増減率0.4%以上	122,313	5	(16 富山県) 211 射水市 (17 石川県) 203 小松市、210 白山市 (18 福井県) 207 鯖江市、210 坂井市
		3	人口集中地区人口比率40%以上	131,706	6	(15 新潟県) 213 燕市、218 五泉市、204 三条市、 205 柏崎市、206 新発田市 (18 福井県) 202 敦賀市
東海	中都市	1	人口集中地区人口比率65.9%未満	290,036	5	(21 岐阜県) 202 大垣市 (22 静岡県) 211 磐田市 (23 愛知県) 211 豊田市 (24 三重県) 204 松阪市、207 鈴鹿市
		2	人口集中地区人口比率65.9%～72.9%未満	329,245	4	(23 愛知県) 201 豊橋市、203 一宮市、212 安城市 (24 三重県) 202 四日市市
		3	人口集中地区人口比率72.9%以上	301,847	4	(22 静岡県) 203 沼津市、210 富士市 (23 愛知県) 202 岡崎市、206 春日井市
	小都市A	1	人口集中地区人口比率37.0%未満	319,667	17	(21 岐阜県) 205 関市、206 中津川市、209 羽島市、 210 恵那市、211 美濃加茂市、214 可児市、 216 瑞穂市 (22 静岡県) 213 掛川市、215 御殿場市、216 袋井市、 220 裾野市、226 牧之原市 (23 愛知県) 221 新城市、231 田原市、232 愛西市 (24 三重県) 215 志摩市、216 伊賀市
		2	人口集中地区人口比率37.0%～72.0%未満、人口増減率1.3%未満	333,238	13	(21 岐阜県) 203 高山市、204 多治見市、212 土岐市 (22 静岡県) 208 伊東市、209 島田市、214 藤枝市、 225 伊豆の国市 (23 愛知県) 208 津島市、214 蒲郡市、217 江南市、 220 稲沢市 (24 三重県) 203 伊勢市、208 名張市
		3	人口集中地区人口比率37.0%～72.0%未満、人口増減率1.3%以上	307,756	11	(21 岐阜県) 213 各務原市 (22 静岡県) 207 富士宮市、212 焼津市 (23 愛知県) 207 豊川市、213 西尾市、215 犬山市、 216 常滑市、223 大府市、224 知多市、 230 日進市 (24 三重県) 205 桑名市
		4	人口集中地区人口比率72.0%以上	318,636	12	(22 静岡県) 206 三島市 (23 愛知県) 204 瀬戸市、205 半田市、209 碧南市、 210 刈谷市、219 小牧市、222 東海市、 225 知立市、226 尾張旭市、229 豊明市、 233 清須市、234 北名古屋市
		1	人口集中地区人口比率88.0%未満	328,461	4	(27 大阪府) 202 岸和田市、219 和泉市 (28 兵庫県) 201 姫路市、210 加古川市
近畿	中都市	2	人口集中地区人口比率88.0%～96.0%未満	326,463	4	(28 兵庫県) 203 明石市、204 西宮市、214 宝塚市、 217 川西市
		3	人口集中地区人口比率96.0%～97.8%未満	363,033	4	(27 大阪府) 207 高槻市、210 枚方市、211 茨木市、 215 寝屋川市
		4	人口集中地区人口比率97.8%～100.0%未満	274,838	3	(26 京都府) 204 宇治市 (27 大阪府) 212 八尾市、227 東大阪市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市 下線は標本改正時の調査市
近畿	中都市	5	人口集中地区人口比率100.0%	394,590	4	(27 大阪府) 203 豊中市、205 吹田市 (28 兵庫県) 202 尼崎市、 <u>207 伊丹市</u>
	小都市A	1	65歳以上世帯数比率25.0%未満、人口集中地区人口比率76.0%未満	238,729	11	(25 滋賀県) 206 草津市、207 守山市、208 栗東市、 211 湖南市 (26 京都府) 206 亀岡市、211 京田辺市、 <u>214 木津川市</u> (28 兵庫県) 219 三田市 (29 奈良県) 209 生駒市、210 香芝市 (30 和歌山県) 209 岩出市
		2	65歳以上世帯数比率25.0%未満、人口集中地区人口比率76.0%~93.0%未満	260,181	11	(26 京都府) 210 八幡市 (27 大阪府) 208 貝塚市、213 泉佐野市、 <u>214 富田林市</u> 、 228 泉南市、229 四條畷市、230 交野市、 231 大阪狭山市、232 阪南市 (28 兵庫県) 216 高砂市 (29 奈良県) 205 橿原市
		3	65歳以上世帯数比率25.0%未満、人口集中地区人口比率93.0%以上	230,390	9	(26 京都府) 208 向日市、209 長岡京市 (27 大阪府) 206 泉大津市、218 大東市、 <u>220 箕面市</u> 、 221 柏原市、223 門真市、224 摂津市、 225 高石市
		4	65歳以上世帯数比率25.0%以上、第1次産業就業者数比率6.0%未満、人口増減率-2.0%未満	223,274	8	(26 京都府) <u>202 舞鶴市</u> 、207 城陽市 (27 大阪府) 209 守口市、216 河内長野市、217 松原市 (29 奈良県) 202 大和高田市、203 大和郡山市、 206 桜井市
		5	65歳以上世帯数比率25.0%以上、第1次産業就業者数比率6.0%未満、人口増減率-2.0%以上	287,459	12	(25 滋賀県) 202 彦根市、203 長浜市、204 近江八幡市、 209 甲賀市、213 東近江市 (27 大阪府) 204 池田市、222 羽曳野市、226 藤井寺市 (28 兵庫県) 206 芦屋市、212 赤穂市、215 三木市、 <u>229 たつの市</u>
		6	65歳以上世帯数比率25.0%以上、第1次産業就業者数比率6.0%以上	218,067	12	(25 滋賀県) 212 高島市 (26 京都府) 201 福知山市、212 京丹後市 (28 兵庫県) 205 洲本市、209 豊岡市、223 丹波市、 224 南あわじ市 (29 奈良県) 204 天理市 (30 和歌山県) 202 海南市、203 橋本市、206 田辺市、 <u>208 紀の川市</u>
中国	中都市	1	人口増減率0.0%未満	291,156	5	(34 広島県) 202 呉市、205 尾道市 (35 山口県) 201 下関市、202 宇部市、215 周南市
		2	人口増減率0.0%以上	299,075	3	(33 岡山県) 202 倉敷市 (34 広島県) <u>207 福山市</u> 、212 東広島市
	小都市A	1	第1次産業就業者数比率4.8%未満	137,017	6	(33 岡山県) 204 玉野市 (34 広島県) 213 廿日市市 (35 山口県) 206 防府市、207 下松市、210 光市、 <u>216 山陽小野田市</u>
		2	第1次産業就業者数比率4.8%~8.0%未満	145,298	5	(31 鳥取県) 202 米子市 (33 岡山県) <u>203 津山市</u> 、205 笠岡市、208 総社市 (35 山口県) 208 岩国市
		3	第1次産業就業者数比率8.0%以上	157,103	8	(31 鳥取県) 203 倉吉市 (32 島根県) 202 浜田市、203 出雲市、204 益田市 (33 岡山県) 214 真庭市 (34 広島県) <u>204 三原市</u> 、209 三次市 (35 山口県) 204 萩市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市 下線は標本改正時の調査市
四国	中都市	1	—	50,144	1	(38 愛媛県) <u>202</u> 今治市
	小都市A	1	—	283,959	13	(36 徳島県) 202 鳴門市、204 阿南市 (37 香川県) <u>202</u> 丸亀市、203 坂出市、205 観音寺市、 206 さぬき市、208 三豊市 (38 愛媛県) 203 宇和島市、205 新居浜市、206 西条市、 207 大洲市、213 四国中央市 (39 高知県) 204 南国市
九州	中都市	1	—	199,281	3	(40 福岡県) 203 久留米市 (42 長崎県) <u>202</u> 佐世保市 (45 宮崎県) 202 都城市
	小都市A	1	人口集中地区人口比率15.8%未満	120,335	8	(40 福岡県) 228 朝倉市 (41 佐賀県) 206 武雄市 (42 長崎県) 214 南島原市 (43 熊本県) 210 菊池市、213 宇城市 (44 大分県) 211 宇佐市 (46 鹿児島県) 208 出水市、 <u>216</u> 日置市
		2	人口集中地区人口比率15.8%～35.0%未満、人口増減率-2.3%未満	112,201	5	(40 福岡県) <u>207</u> 柳川市 (43 熊本県) 208 山鹿市、215 天草市 (44 大分県) 205 佐伯市 (46 鹿児島県) 215 薩摩川内市
		3	人口集中地区人口比率15.8%～35.0%未満、人口増減率-2.3%以上	121,206	5	(41 佐賀県) 202 唐津市、205 伊万里市 (43 熊本県) 206 玉名市 (44 大分県) 203 中津市 (46 鹿児島県) 203 鹿屋市
		4	人口集中地区人口比率35.5%～42.8%未満	139,521	6	(40 福岡県) 206 田川市、213 行橋市 (42 長崎県) 203 島原市、204 諫早市 (44 大分県) <u>204</u> 日田市 (46 鹿児島県) 218 霧島市
		5	人口集中地区人口比率42.8%～47.6%未満	114,336	4	(40 福岡県) 205 飯塚市、220 宗像市 (43 熊本県) <u>202</u> 八代市、204 荒尾市
		6	人口集中地区人口比率47.6%以上、人口増減率0.0%未満	124,654	5	(40 福岡県) 202 大牟田市、204 直方市、224 福津市 (45 宮崎県) <u>203</u> 延岡市、206 日向市
		7	人口集中地区人口比率47.6%以上、人口増減率0.0%～4.0%未満	123,442	5	(40 福岡県) 218 春日市、 <u>219</u> 大野城市、221 太宰府市、 223 古賀市 (44 大分県) 202 別府市
8	人口集中地区人口比率47.6%以上、人口増減率4.0%以上	115,562	6	(40 福岡県) 216 小郡市、217 筑紫野市、222 前原市 (41 佐賀県) 203 鳥栖市 (42 長崎県) 205 大村市 (43 熊本県) 216 合志市		
沖縄	小都市A	1	第1次産業就業者数比率1.0%未満	51,402	2	(47 沖縄県) <u>205</u> 宜野湾市、208 浦添市
		2	第1次産業就業者数比率1.0%～5.0%未満	46,783	2	(47 沖縄県) <u>211</u> 沖縄市、212 豊見城市
		3	第1次産業就業者数比率5.0%～10.0%未満	57,795	3	(47 沖縄県) <u>209</u> 名護市、210 糸満市、213 うるま市
		4	第1次産業就業者数比率10.0%以上	14,941	1	(47 沖縄県) <u>214</u> 宮古島市

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市町村 下線は標本改正時の調査市町村
北海道	1	東部及び南部の海沿い	118,604	34	(01 北海道) 211 網走市、223 根室市、543 美幌町、545 斜里町、546 清里町、547 小清水町、552 佐呂間町、555 遠軽町、558 上湧別町、559 湧別町、564 大空町、601 日高町、602 平取町、604 新冠町、607 浦河町、608 様似町、609 えりも町、610 新ひだか町、638 中札内村、639 更別村、641 大樹町、642 広尾町、643 幕別町、645 豊頃町、649 浦幌町、 <u>661 釧路町</u> 、662 厚岸町、663 浜中町、664 標茶町、668 白糠町、691 別海町、692 中標津町、693 標津町、694 羅臼町
	2	中央部	114,870	35	(01 北海道) 209 夕張市、215 美唄市、216 芦別市、218 赤平市、220 士別市、222 三笠市、 <u>225 滝川市</u> 、226 砂川市、227 歌志内市、228 深川市、229 富良野市、303 当別町、304 新篠津村、423 南幌町、424 奈井江町、425 上砂川町、427 由仁町、428 長沼町、429 栗山町、430 月形町、431 浦臼町、432 新十津川町、433 妹背牛町、434 秩父別町、436 雨竜町、437 北竜町、438 沼田町、452 鷹栖町、453 東神楽町、455 比布町、459 美瑛町、460 上富良野町、461 中富良野町、464 和寒町、465 剣淵町
	3	南西部	117,466	44	(01 北海道) 233 伊達市、236 北斗市、 <u>331 松前町</u> 、332 福島町、333 知内町、334 木古内町、337 七飯町、343 鹿部町、345 森町、346 八雲町、347 長万部町、361 江差町、362 上ノ国町、363 厚沢部町、364 乙部町、367 奥尻町、370 今金町、371 せたな町、391 島牧村、392 寿都町、393 黒松内町、394 蘭越町、395 ニセコ町、396 真狩村、397 留寿都村、398 喜茂別町、399 京極町、400 倶知安町、401 共和町、402 岩内町、403 泊村、404 神恵内村、405 積丹町、406 古平町、407 仁木町、408 余市町、409 赤井川村、571 豊浦町、575 壮瞥町、578 白老町、581 厚真町、584 洞爺湖町、585 安平町、586 むかわ町
	4	北部及び山地部	116,724	51	(01 北海道) 212 留萌市、 <u>214 稚内市</u> 、219 紋別市、221 名寄市、439 幌加内町、454 当麻町、456 愛別町、457 上川町、458 東川町、462 南富良野町、463 占冠村、468 下川町、469 美深町、470 音威子府村、471 中川町、481 増毛町、482 小平町、483 苫前町、484 羽幌町、485 初山別村、486 遠別町、487 天塩町、488 幌延町、511 猿払村、512 浜頓別町、513 中頓別町、514 枝幸町、516 豊富町、517 礼文町、518 利尻町、519 利尻富士町、544 津別町、549 訓子府町、550 置戸町、560 滝上町、561 興部町、562 西興部村、563 雄武町、631 音更町、632 士幌町、633 上士幌町、634 鹿追町、635 新得町、636 清水町、637 芽室町、644 池田町、646 本別町、647 足寄町、648 陸別町、665 弟子屈町、667 鶴居村
東北	1	中部及び南部太平洋側	157,088	26	(03 岩手県) <u>203 大船渡市</u> 、210 陸前高田市、211 釜石市、461 大槌町、482 山田町 (04 宮城県) 208 角田市、211 岩沼市、214 東松島市、323 柴田町、341 丸森町、361 亘理町、362 山元町、401 松島町、404 七ヶ浜町、406 利府町、581 女川町、603 本吉町、606 南三陸町 (07 福島県) 209 相馬市、541 広野町、542 楡葉町、543 富岡町、545 大熊町、546 双葉町、547 浪江町、561 新地町
	2	北部太平洋側及び日本海側	154,207	41	(02 青森県) 207 三沢市、209 つがる市、301 平内町、303 今別町、304 蓬田村、307 外ヶ浜町、321 鱒ヶ沢町、 <u>323 深浦町</u> 、343 西目屋村、381 板柳町、384 鶴田町、387 中泊町、401 野辺地町、402 七戸町、405 六戸町、406 横浜町、408 東北町、411 六ヶ所村、412 おいらせ町、423 大間町、424 東通村、425 風間浦村、426 佐井村、442 五戸町、446 階上町 (03 岩手県) 207 久慈市、483 岩泉町、484 田野畑村、485 普代村、503 野田村、507 洋野町 (05 秋田県) 206 男鹿市、211 潟上市、214 にかほ市、346 藤里町、348 三種町、349 八峰町、363 八郎潟町、366 井川町、368 大潟村 (06 山形県) 461 遊佐町



地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市町村 下線は標本改正時の調査市町村
東北	3	東部内陸地域及び山地部	163,714	36	(02 青森県) 441 三戸町、443 田子町、445 南部町、450 新郷村 (03 岩手県) 208 遠野市、213 二戸市、214 八幡平市、301 雫石町、302 葛巻町、303 岩手町、305 滝沢村、321 紫波町、322 矢巾町、366 西和賀町、381 金ケ崎町、402 平泉町、422 藤沢町、441 住田町、487 川井村、501 軽米町、506 九戸村、524 一戸町 (04 宮城県) 206 白石市、301 蔵王町、302 七ヶ宿町、321 大河原町、322 村田町、324 川崎町、421 大和町、422 大郷町、423 富谷町、424 大衡村、444 色麻町、445 加美町、501 涌谷町、505 美里町
	4	西部内陸地域及び山地部	154,858	35	(02 青森県) 204 黒石市、210 平川市、361 藤崎町、362 大鰐町、367 田舎館村 (05 秋田県) 209 鹿角市、213 北秋田市、215 仙北市、303 小坂町、327 上小阿仁村、361 五城目町、434 美郷町、463 羽後町、464 東成瀬村 (06 山形県) 205 新庄市、206 寒河江市、208 村山市、211 東根市、212 尾花沢市、301 山辺町、302 中山町、321 河北町、322 西川町、323 朝日町、324 大江町、341 大石田町、361 金山町、362 最上町、363 舟形町、364 真室川町、365 大蔵村、366 鮭川村、367 戸沢村、426 三川町、428 庄内町
	5	南部内陸地域及び山地部	153,793	50	(06 山形県) 207 上山市、209 長井市、213 南陽市、381 高島町、382 川西町、401 小国町、402 白鷹町、403 飯豊町 (07 福島県) 211 田村市、214 本宮市、301 桑折町、303 国見町、308 川俣町、309 飯野町、322 大玉村、342 鏡石町、344 天栄村、362 下郷町、364 檜枝岐村、367 只見町、368 南会津町、402 北塩原村、405 西会津町、407 磐梯町、408 猪苗代町、421 会津坂下町、422 湯川村、423 柳津町、444 三島町、445 金山町、446 昭和村、447 会津美里町、461 西郷村、464 泉崎村、465 中島村、466 矢吹町、481 棚倉町、482 矢祭町、483 塙町、484 鮫川村、501 石川町、502 玉川村、503 平田村、504 浅川町、505 古殿町、521 三春町、522 小野町、544 川内村、548 葛尾村、564 飯館村
関東	1	北部太平洋側	202,774	26	(08 茨城県) 210 下妻市、214 高萩市、215 北茨城市、223 潮来市、225 常陸大宮市、229 稲敷市、230 かすみがうら市、231 桜川市、233 行方市、235 つくばみらい市、302 茨城町、309 大洗町、310 城里町、341 東海村、364 大子町、442 美浦村、443 阿見町、447 河内町、521 八千代町、564 利根町 (12 千葉県) 322 酒々井町、325 印旛村、328 本埜村、329 栄町、342 神崎町、349 東庄町
	2	北部山地部	184,519	42	(09 栃木県) 211 矢板市、214 さくら市、215 那須烏山市、342 益子町、343 茂木町、344 市貝町、345 芳賀町、384 塩谷町、386 高根沢町、407 那須町、411 那珂川町 (10 群馬県) 303 富士見村、344 榛東村、345 吉岡町、363 吉井町、366 上野村、367 神流町、382 下仁田町、383 南牧村、384 甘楽町、421 中之条町、424 長野原町、425 嬭恋村、426 草津町、427 六合村、428 高山村、429 東吾妻町、443 片品村、444 川場村、448 昭和村、449 みなかみ町、464 玉村町 (11 埼玉県) 343 小川町、361 横瀬町、362 皆野町、363 長瀨町、365 小鹿野町、369 東秩父村、381 美里町、383 神川町、385 上里町、408 寄居町
	3	中央部	190,900	28	(08 茨城県) 542 五霞町、546 境町 (09 栃木県) 301 上三川町、321 西方町、341 二宮町、361 壬生町、364 野木町、365 大平町、366 藤岡町、367 岩舟町、368 都賀町、 (10 群馬県) 521 板倉町、522 明和町、523 千代田町、524 大泉町、525 邑楽町 (11 埼玉県) 301 伊奈町、324 三芳町、421 騎西町、424 北川辺町、425 大利根町、442 宮代町、445 白岡町、446 菖蒲町、461 栗橋町、462 鷲宮町、464 杉戸町、465 松伏町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市町村 下線は標本改正時の調査市町村
関東	4	南部太平洋側及び島嶼	187,310	37	(12 千葉県) 218 勝浦市、223 鴨川市、234 南房総市、235 匝瑳市、238 いすみ市、347 多古町、402 大網白里町、403 九十九里町、409 芝山町、410 横芝光町、421 一宮町、422 睦沢町、423 長生村、424 白子町、426 長柄町、427 長南町、441 大多喜町、443 御宿町、463 鋸南町 (13 東京都) 361 大島町、362 利島村、363 新島村、364 神津島村、381 三宅村、382 御蔵島村、401 八丈町、402 青ヶ島村、421 小笠原村 (14 神奈川県) 210 三浦市、301 葉山町、321 寒川町、341 大磯町、342 二宮町、361 中井町、362 大井町、 <u>383 真鶴町</u> 、384 湯河原町
	5	西部及び東部内陸地域	208,231	42	(11 埼玉県) 326 毛呂山町、327 越生町、341 滑川町、342 嵐山町、346 川島町、347 吉見町、348 鳩山町、349 ときがわ町 (13 東京都) 303 瑞穂町、305 日の出町、307 檜原村、308 奥多摩町 (14 神奈川県) 217 南足柄市、363 松田町、364 山北町、366 開成町、382 箱根町、401 愛川町、402 清川村 (19 山梨県) 204 都留市、205 山梨市、206 大月市、207 韮崎市、209 北杜市、212 上野原市、213 甲州市、214 中央市、346 市川三郷町、361 増穂町、362 鯉沢町、364 早川町、365 身延町、366 南部町、384 昭和町、422 道志村、423 西桂町、424 忍野村、425 山中湖村、429 鳴沢村、430 富士河口湖町、442 小菅村、443 丹波山村
	6	内陸地域	185,493	68	(20 長野県) <u>208 小諸市</u> 、210 駒ヶ根市、211 中野市、212 大町市、213 飯山市、219 東御市、303 小海町、304 川上村、305 南牧村、306 南相木村、307 北相木村、309 佐久穂町、321 軽井沢町、323 御代田町、324 立科町、349 青木村、350 長和町、361 下諏訪町、362 富士見町、363 原村、382 辰野町、383 箕輪町、384 飯島町、385 南箕輪村、386 中川村、388 宮田村、402 松川町、403 高森町、404 阿南町、406 清内路村、407 阿智村、409 平谷村、410 根羽村、411 下條村、412 売木村、413 天龍村、414 泰阜村、415 喬木村、416 豊丘村、417 大鹿村、422 上松町、423 南木曾町、425 木祖村、429 王滝村、430 大桑村、432 木曾町、446 麻績村、448 生坂村、449 波田町、450 山形村、451 朝日村、452 筑北村、481 池田町、482 松川村、485 白馬村、486 小谷村、521 坂城町、541 小布施町、543 高山村、561 山ノ内町、562 木島平村、563 野沢温泉村、581 信州新町、583 信濃町、588 小川村、589 中条村、590 飯綱町、602 栄村
北陸	1	北部日本海側	110,968	20	(15 新潟県) 209 加茂市、211 見附市、212 村上市、216 糸魚川市、227 胎内市、307 聖籠町、342 弥彦村、361 田上町、405 出雲崎町、504 刈羽村、582 荒川町、583 神林村、585 山北町、586 粟島浦村 (16 富山県) <u>204 魚津市</u> 、206 滑川市、207 黒部市、321 舟橋村、342 入善町、343 朝日町
	2	南部日本海及び能登半島	132,576	22	(17 石川県) 204 輪島市、205 珠洲市、207 羽咋市、209 かほく市、 <u>211 能美市</u> 、324 川北町、344 野々市町、361 津幡町、365 内灘町、384 志賀町、386 宝達志水町、407 中能登町、461 穴水町、463 能登町 (18 福井県) 204 小浜市、208 あわら市、404 南越前町、423 越前町、442 美浜町、481 高浜町、483 おおい町、501 若狭町
	3	山地部	111,947	18	(15 新潟県) <u>208 小千谷市</u> 、217 妙高市、223 阿賀野市、225 魚沼市、385 阿賀町、441 川口町、461 湯沢町、482 津南町、581 関川村、584 朝日村 (16 富山県) 208 砺波市、209 小矢部市、322 上市町、323 立山町 (18 福井県) 205 大野市、206 勝山市、322 永平寺町、382 池田町
東海	1	東部太平洋側	153,412	28	(22 静岡県) 205 熱海市、219 下田市、221 湖西市、222 伊豆市、223 御前崎市、224 菊川市、301 東伊豆町、302 河津町、304 南伊豆町、305 松崎町、306 西伊豆町、 <u>325 函南町</u> 、341 清水町、342 長泉町、344 小山町、361 芝川町、381 富士川町、383 由比町、401 岡部町、402 大井川町、424 吉田町、426 川根町、429 川根本町、461 森町、503 新居町 (23 愛知県) 561 設楽町、562 東栄町、563 豊根村

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市町村 下線は標本改正時の調査市町村
東海	2	南部太平洋側及び伊勢湾・三河湾周辺	161,354	27	(23 愛知県) 227 高浜市、235 弥富市、425 蟹江町、427 飛島村、441 阿久比町、442 東浦町、445 南知多町、446 美浜町、 <u>447 武豊町</u> 、481 一色町、482 吉良町、483 幡豆町、501 幸田町、601 音羽町、603 小坂井町、604 御津町 (24 三重県) 209 尾鷲市、211 鳥羽市、212 熊野市、303 木曾岬町、343 朝日町、344 川越町、442 明和町、472 南伊勢町、543 紀北町、561 御浜町、562 紀宝町
	3	中央部	157,426	21	(21 岐阜県) <u>208 瑞浪市</u> 、221 海津市、302 岐南町、303 笠松町、341 養老町、382 輪之内町、383 安八町、501 坂祝町、521 御嵩町 (23 愛知県) 228 岩倉市、302 東郷町、304 長久手町、342 豊山町、345 春日町、361 大口町、362 扶桑町、421 七宝町、422 美和町、423 甚目寺町、424 大治町、521 三好町
	4	第1、2、3層に分類されない主に山地部	162,073	29	(21 岐阜県) 207 美濃市、215 山県市、217 飛騨市、 <u>218 本巣市</u> 、219 郡上市、220 下呂市、361 垂井町、362 関ヶ原町、381 神戸町、401 揖斐川町、403 大野町、404 池田町、421 北方町、502 富加町、503 川辺町、504 七宗町、505 八百津町、506 白川町、507 東白川村、604 白川村 (24 三重県) 210 亀山市、214 いなべ市、324 東員町、341 菰野町、441 多気町、443 大台町、461 玉城町、470 度会町、471 大紀町
近畿	1	滋賀県、京都府及び兵庫県で65歳以上世帯数比率 32.5%未満	151,010	25	(25 滋賀県) <u>210 野洲市</u> 、381 安土町、383 日野町、384 竜王町、425 愛荘町、441 豊郷町、442 甲良町、482 虎姫町、483 湖北町、501 高月町 (26 京都府) 303 大山崎町、322 久御山町、343 井手町、344 宇治田原町、366 精華町 (28 兵庫県) 218 小野市、220 加西市、228 加東市、301 猪名川町、365 多可町、381 稲美町、382 播磨町、443 福崎町、464 太子町、481 上郡町
	2	滋賀県、京都府及び兵庫県で65歳以上世帯数比率 32.5%以上	154,165	26	(25 滋賀県) 214 米原市、443 多賀町、502 木之本町、503 余呉町、504 西浅井町 (26 京都府) 203 綾部市、205 宮津市、213 南丹市、364 笠置町、365 和束町、367 南山城村、407 京丹波町、463 伊根町、465 与謝野町 (28 兵庫県) 208 相生市、213 西脇市、221 篠山市、222 養父市、225 朝来市、226 淡路市、227 宍粟市、 <u>442 市川町</u> 、446 神河町、501 佐用町、585 香美町、586 新温泉町
	3	大阪府、奈良県及び和歌山県で65歳以上世帯数比率 31.0%未満	136,530	24	(27 大阪府) 301 島本町、321 豊能町、322 能勢町、341 忠岡町、361 熊取町、362 田尻町、381 太子町、382 河南町、383 千早赤阪村 (29 奈良県) 211 葛城市、 <u>342 平群町</u> 、343 三郷町、344 斑鳩町、345 安堵町、361 川西町、363 田原本町、424 上牧町、425 王寺町、426 広陵町、427 河合町、442 大淀町 (30 和歌山県) 361 湯浅町、362 広川町、404 上富田町
	4	大阪府、奈良県及び和歌山県で65歳以上世帯数比率 31.0%以上	133,541	41	(27 大阪府) 366 岬町 (29 奈良県) 207 五條市、208 御所市、212 宇陀市、322 山添村、362 三宅町、385 曾爾村、386 御杖村、401 高取町、402 明日香村、441 吉野町、443 下市町、444 黒滝村、446 天川村、447 野迫川村、449 十津川村、450 下北山村、451 上北山村、452 川上村、453 東吉野村 (30 和歌山県) <u>204 有田市</u> 、205 御坊市、207 新宮市、304 紀美野町、341 かつらぎ町、343 九度山町、344 高野町、366 有田川町、381 美浜町、382 日高町、383 由良町、390 印南町、391 みなべ町、392 日高川町、401 白浜町、406 すさみ町、421 那智勝浦町、422 太地町、424 古座川町、427 北山村、428 串本町
中国	1	西部瀬戸内海側	91,370	14	(34 広島県) 203 竹原市、211 大竹市、215 江田島市、 <u>302 府中町</u> 、304 海田町、307 熊野町、309 坂町、431 大崎上島町 (35 山口県) 212 柳井市、305 周防大島町、321 和木町、341 上関町、343 田布施町、344 平生町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市町村 下線は標本改正時の調査市町村
中国	2	東部瀬戸内海側	107,095	15	(33 岡山県) 207 井原市、209 高梁市、211 備前市、212 瀬戸内市、213 赤磐市、216 浅口市、346 和気町、423 早島町、445 里庄町、461 矢掛町、663 久米南町、681 吉備中央町 (34 広島県) 208 府中市、462 世羅町、545 神石高原町
	3	東部日本海側及び東部山地部	101,656	27	(31 鳥取県) 204 境港市、302 岩美町、325 若桜町、328 智頭町、329 八頭町、364 三朝町、370 湯梨浜町、371 琴浦町、372 北栄町、384 日吉津村、386 大山町、389 南部町、390 伯耆町、401 日南町、402 日野町、403 江府町 (32 島根県) 206 安来市、304 東出雲町、343 奥出雲町 (33 岡山県) 210 新見市、215 美作市、586 新庄村、606 鏡野町、622 勝央町、623 奈義町、643 西粟倉村、666 美咲町
	4	西部日本海側及び西部山地部	107,081	24	(32 島根県) 205 大田市、207 江津市、209 雲南市、386 飯南町、401 斐川町、441 川本町、448 美郷町、449 邑南町、501 津和野町、505 吉賀町、525 海士町、526 西ノ島町、527 知夫村、528 隠岐の島町 (34 広島県) 210 庄原市、214 安芸高田市、368 安芸太田町、369 北広島町 (35 山口県) 211 長門市、213 美祢市、461 美東町、462 秋芳町、502 阿武町、504 阿東町
四国	1	瀬戸内海側	127,582	19	(37 香川県) 204 善通寺市、207 東かがわ市、322 土庄町、324 小豆島町、341 三木町、364 直島町、386 宇多津町、387 綾川町、403 琴平町、404 多度津町、406 まんのう町 (38 愛媛県) 204 八幡浜市、210 伊予市、214 西予市、356 上島町、401 松前町、402 砥部町、422 内子町、442 伊方町
	2	太平洋側	125,269	30	(36 徳島県) 203 小松島市、383 牟岐町、387 美波町、388 海陽町、401 松茂町、402 北島町 (38 愛媛県) 506 愛南町 (39 高知県) 202 室戸市、203 安芸市、205 土佐市、206 須崎市、208 宿毛市、209 土佐清水市、210 四万十市、211 香南市、301 東洋町、302 奈半利町、303 田野町、304 安田町、305 北川村、306 馬路村、307 芸西村、383 春野町、401 中土佐町、402 佐川町、410 日高村、412 四万十町、424 大月町、427 三原村、428 黒潮町
	3	山地部	125,699	29	(36 徳島県) 205 吉野川市、206 阿波市、207 美馬市、208 三好市、301 勝浦町、302 上勝町、321 佐那河内村、341 石井町、342 神山町、368 那賀町、403 藍住町、404 板野町、405 上板町、468 つるぎ町、489 東みよし町 (38 愛媛県) 215 東温市、386 久万高原町、484 松野町、488 鬼北町 (39 高知県) 212 香美市、341 本山町、344 大豊町、363 土佐町、364 大川村、386 いの町、387 仁淀川町、403 越知町、405 檮原町、411 津野町
九州	1	北部	173,000	25	(40 福岡県) 215 中間市、226 宮若市、305 那珂川町、341 宇美町、342 篠栗町、343 志免町、344 須恵町、345 新宮町、348 久山町、349 粕屋町、381 芦屋町、382 水巻町、383 岡垣町、384 遠賀町、401 小竹町、402 鞍手町、447 筑前町、462 二丈町、463 志摩町、503 大刀洗町 (41 佐賀県) 210 神埼市、327 吉野ヶ里町、341 基山町、345 上峰町、346 みやき町
	2	北西部日本海側及び有明海周辺	188,750	32	(41 佐賀県) 204 多久市、207 鹿島市、208 小城市、209 嬉野市、302 川副町、303 東与賀町、304 久保田町、387 玄海町、401 有田町、423 大町町、424 江北町、425 白石町、441 太良町 (42 長崎県) 207 平戸市、208 松浦市、209 対馬市、210 壱岐市、211 五島市、212 西海市、213 雲仙市、307 長与町、308 時津町、321 東彼杵町、322 川棚町、323 波佐見町、383 小値賀町、388 江迎町、389 鹿町町、391 佐々町、411 新上五島町 (43 熊本県) 212 上天草市、531 苓北町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	対象市町村数	層に含まれる市町村 下線は標本改正時の調査市町村
九州	3	中部地域	181,852	37	(40 福岡県) 210 八女市、211 筑後市、212 大川市、225 うきは市、229 みやま市、522 大木町、541 黒木町、543 立花町、544 広川町、545 矢部村、546 星野村 (43 熊本県) 203 人吉市、205 水俣市、211 宇土市、341 城南町、342 富合町、348 美里町、364 玉東町、367 南関町、368 長洲町、369 和水町、385 植木町、403 大津町、404 菊陽町、432 西原村、441 御船町、442 嘉島町、443 益城町、444 甲佐町、468 氷川町、482 芦北町、484 津奈木町、501 錦町、510 相良村、511 五木村、512 山江村、513 球磨村
	4	北東部(福岡県東部及び大分県全域)	163,468	28	(40 福岡県) 214 豊前市、227 嘉麻市、421 桂川町、448 東峰村、601 香春町、602 添田町、604 糸田町、605 川崎町、608 大任町、609 赤村、610 福智町、621 苅田町、625 みやこ町、642 吉富町、646 上毛町、647 築上町 (44 大分県) 206 臼杵市、207 津久見市、208 竹田市、209 豊後高田市、210 杵築市、212 豊後大野市、213 由布市、214 国東市、322 姫島村、341 日出町、461 九重町、462 玖珠町
	5	東部太平洋側及び山地部	167,060	41	(43 熊本県) 214 阿蘇市、423 南小国町、424 小国町、425 産山村、428 高森町、433 南阿蘇村、447 山都町、505 多良木町、506 湯前町、507 水上村、514 あさぎり町 (45 宮崎県) 204 日南市、205 小林市、207 串間市、208 西都市、209 えびの市、301 清武町、321 北郷町、322 南郷町、341 三股町、361 高原町、362 野尻町、382 国富町、383 綾町、401 高鍋町、402 新富町、403 西米良村、404 木城町、405 川南町、406 都農町、421 門川町、429 諸塚村、430 椎葉村、431 美郷町、441 高千穂町、442 日之影町、443 五ヶ瀬町 (46 鹿児島県) 209 大口市、392 さつま町、421 菱刈町、452 湧水町
	6	南部及び島嶼(鹿児島県北部を除く鹿児島県全域)	182,652	39	(46 鹿児島県) 204 枕崎市、206 阿久根市、210 指宿市、213 西之表市、214 垂水市、217 曾於市、219 いちき串木野市、220 南さつま市、221 志布志市、222 奄美市、303 三島村、304 十島村、323 穎娃町、344 知覧町、345 川辺町、404 長島町、441 加治木町、442 始良町、443 蒲生町、468 大崎町、482 東串良町、490 錦江町、491 南大隅町、492 肝付町、501 中種子町、502 南種子町、503 上屋久町、504 屋久町、523 大和村、524 宇検村、525 瀬戸内町、527 龍郷町、529 喜界町、530 徳之島町、531 天城町、532 伊仙町、533 和泊町、534 知名町、535 与論町
沖縄	1	北部及び中部	36,726	12	(47 沖縄県) 301 国頭村、302 大宜味村、303 東村、306 今帰仁村、308 本部町、311 恩納村、313 宜野座村、314 金武町、315 伊江村、324 読谷村、325 嘉手納町、326 北谷町
	2	南部	45,068	7	(47 沖縄県) 215 南城市、327 北中城村、328 中城村、329 西原町、348 与那原町、350 南風原町、362 八重瀬町
	3	島嶼	18,494	13	(47 沖縄県) 207 石垣市、353 渡嘉敷村、354 座間味村、355 粟国村、356 渡名喜村、357 南大東村、358 北大東村、359 伊平屋村、360 伊是名村、361 久米島町、375 多良間村、381 竹富町、382 与那国町

別表2 調査市町村別調査世帯数及び調整係数（二人以上の世帯）

都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 <sup>注)</sup>	調 査 世帯数	調 整 係数	都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 <sup>注)</sup>	調 査 世帯数	調 整 係数	
北 海 道	01100	札幌市	大	96	11.2	千 葉 県	12100	千葉市	大	96	5.6	
	01202	函館市	中	36	10.8		12212	佐倉市	中	36	11.5	
	01204	旭川市	中	36	8.6		12227	浦安市	中	36	14.9	
	01205	室蘭市	小A	24	7.4		12206	木更津市	小A	24	27.1	
	01208	北見市	小A	24	7.0		12210	茂原市	小A	24	25.4	
	01224	千歳市	小A	24	8.3		東 京 都	13100	区部	大	408	11.0
	01214	稚内市	B・町	12	19.9			13201	八王子市	中	36	17.9
	01225	滝川市	B・町	12	19.6			13202	立川市	中	36	21.9
	01331	松前町	B・町	12	20.0			13206	府中市	中	36	15.2
01661	釧路町	B・町	12	20.2	13213	東村山市	小A	24	25.8			
青 森 県	02201	青森市	中	96	1.8	神 奈 川 県	14100	横浜市	大	144	14.3	
	02208	むつ市	小A	24	14.2		14130	川崎市	大	96	7.6	
	02323	深浦町	B・町	12	26.3		14201	横須賀市	中	36	17.0	
岩 手 県	03201	盛岡市	中	96	1.7		14212	厚木市	中	36	19.4	
	03209	一関市	小A	24	15.2	14214	伊勢原市	小A	24	25.1		
	03203	大船渡市	B・町	12	26.8	14216	座間市	小A	24	25.8		
宮 城 県	04100	仙台市	大	96	5.7	14383	真鶴町	B・町	12	31.9		
	04202	石巻市	中	36	10.7	新 潟 県	15100	新潟市	大	96	4.5	
	04206	白石市	B・町	12	27.9		15202	長岡市	中	36	9.9	
秋 田 県	05201	秋田市	中	96	2.0		15208	小千谷市	B・町	12	19.1	
	05207	湯沢市	小A	24	14.8	富 山 県	16201	富山市	中	96	2.4	
山 形 県	06201	山形市	中	96	1.4		16211	射水市	小A	24	10.4	
	06203	鶴岡市	小A	24	14.9	16204	魚津市	B・町	12	18.9		
	06367	戸沢村	B・町	12	26.4	石 川 県	17201	金沢市	中	96	2.5	
福 島 県	07201	福島市	中	96	1.7		17202	七尾市	小A	24	11.5	
	07203	郡山市	中	36	8.8		17211	能美市	B・町	12	22.6	
	07211	田村市	B・町	12	26.2	福 井 県	18201	福井市	中	96	1.5	
茨 城 県	08201	水戸市	中	96	1.5		18202	敦賀市	小A	24	11.2	
	08202	日立市	中	36	12.8	山 梨 県	19201	甲府市	中	96	1.1	
	08235	つくばみらい市	B・町	12	34.5		19209	北杜市	B・町	12	35.5	
栃 木 県	09201	宇都宮市	中	96	2.9	長 野 県	20201	長野市	中	96	2.2	
	09202	足利市	中	36	16.4		20202	松本市	中	36	13.5	
	09366	藤岡町	B・町	12	32.5		20217	佐久市	小A	24	26.6	
群 馬 県	10201	前橋市	中	96	1.9		20208	小諸市	B・町	12	31.6	
	10211	安中市	小A	24	24.7	岐 阜 県	21201	岐阜市	中	96	2.4	
	10449	みなかみ町	B・町	12	31.4		21205	関市	小A	24	27.2	
埼 玉 県	11100	さいたま市	大	96	7.0		21208	瑞浪市	B・町	12	26.8	
	11202	熊谷市	中	36	15.6	21218	本巣市	B・町	12	27.6		
	11203	川口市	中	36	15.2	静 岡 県	22100	静岡市	大	96	4.1	
	11208	所沢市	中	36	15.5		22130	浜松市	大	96	4.5	
	11211	本庄市	小A	24	25.7		22325	函南町	B・町	12	26.1	
	11227	朝霞市	小A	24	24.1							

都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 <sup>注)</sup>	調査 世帯数	調整 係数	都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 <sup>注)</sup>	調査 世帯数	調整 係数	
愛知県	23100	名古屋市	大	132	9.2	山口県	35203	山口市	中	96	1.1	
	23203	一宮市	中	36	18.7		35202	宇部市	中	36	16.5	
	23206	春日井市	中	36	17.1		35216	山陽小野田市	小A	24	11.7	
	三重県	23207	豊川市	小A	24	26.2	徳島県	36201	徳島市	中	96	1.5
		23209	碧南市	小A	24	27.1		36404	板野町	B・町	12	21.4
		23217	江南市	小A	24	28.4	香川県	37201	高松市	中	96	2.5
		23447	武豊町	B・町	12	27.5		37202	丸亀市	小A	24	24.2
滋賀県		24201	津市	中	96	1.7	愛媛県	38201	松山市	中	96	3.0
		24204	松阪市	中	36	16.5		38202	今治市	中	36	2.8
京都府	25201	大津市	中	96	1.9	38204		八幡浜市	B・町	12	21.7	
	25210	野洲市	B・町	12	25.7	高知県	39201	高知市	中	96	1.9	
大阪府	26100	京都市	大	96	8.2		39210	四万十市	B・町	12	21.3	
	26202	舞鶴市	小A	24	19.0	福岡県	40130	福岡市	大	96	7.6	
	26214	木津川市	小A	24	20.3		40100	北九州市	大	96	6.0	
27100	大阪市	大	168	8.4	40207		柳川市	小A	24	9.6		
27140	堺市	大	96	5.0	40216		小郡市	小A	24	9.8		
27210	枚方市	中	36	20.6	40219		大野城市	小A	24	10.5		
兵庫県	27227	東大阪市	中	36	15.6	40383	岡垣町	B・町	12	29.5		
	27214	富田林市	小A	24	22.2	佐賀県	41201	佐賀市	中	96	1.1	
	27220	箕面市	小A	24	19.6		41202	唐津市	小A	24	10.3	
	28100	神戸市	大	96	9.1	長崎県	42201	長崎市	中	96	2.7	
	28201	姫路市	中	36	18.6		42202	佐世保市	中	36	11.3	
	28204	西宮市	中	36	18.5		42207	平戸市	B・町	12	32.1	
奈良県	28207	伊丹市	中	36	22.4	熊本県	43201	熊本市	中	96	3.8	
	28229	たつの市	小A	24	24.5		43202	八代市	小A	24	9.7	
	28442	市川町	B・町	12	26.3		43203	人吉市	B・町	12	31.0	
	和歌山県	29201	奈良市	中	96	2.2	大分県	44201	大分市	中	96	2.7
		29342	平群町	B・町	12	23.3		44204	日田市	小A	24	11.9
鳥取県	30201	和歌山市	中	96	2.3	宮崎県	44214	国東市	B・町	12	27.8	
	30208	紀の川市	小A	24	18.6		45201	宮崎市	中	96	2.2	
	30204	有田市	B・町	12	22.7		45203	延岡市	小A	24	10.6	
島根県	31201	鳥取市	中	96	1.1		45205	小林市	B・町	12	28.5	
	31372	北栄町	B・町	12	17.3		鹿児島県	46201	鹿児島市	中	96	3.5
32201	松江市	中	96	1.1	46216	日置市		小A	24	10.2		
岡山県	32209	雲南市	B・町	12	18.2	46217		曾於市	B・町	12	31.1	
	33201	岡山市	中	96	3.9	沖縄県	47201	那覇市	中	168	1.0	
	33203	津山市	小A	24	12.4		47205	宜野湾市	小A	24	4.4	
33207	井原市	B・町	12	18.2	47209		名護市	小A	12	9.8		
広島県	34100	広島市	大	96	6.7		47211	沖縄市	小A	24	4.0	
	34207	福山市	中	36	17.0		47214	宮古島市	小A	12	2.5	
	34204	三原市	小A	24	13.4		47207	石垣市	B・町	12	3.1	
	34302	府中町	B・町	12	15.6	47315	伊江村	B・町	12	6.3		
						47348	与那原町	B・町	12	7.7		

注) 大………大都市 中………中都市 小A………小都市A B・町…小都市B・町村

別表3 単位区区分、地方、都市階級別調査世帯数及び調整係数（単身世帯）

単位区区分	地方	都市階級 <sup>注)</sup>	調査世帯数	調整係数
一般単位区	北海道・東北	大都市	16	54.1
		中都市(県庁市)	40	7.5
		中都市(県庁市以外)	12	45.3
		小都市・町村	23	55.9
	関東	大都市	70	73.3
		中都市(県庁市)	40	8.6
		中都市(県庁市以外)	39	70.2
		小都市・町村	24	94.3
	北陸・東海	大都市	35	29.7
		中都市(県庁市)	40	8.5
		中都市(県庁市以外)	12	52.9
		小都市・町村	21	64.3
	近畿	大都市	38	51.7
		中都市(県庁市)	24	7.7
		中都市(県庁市以外)	15	78.1
		小都市・町村	16	66.9
	中国・四国	大都市	8	37.2
		中都市(県庁市)	64	10.4
		中都市(県庁市以外)	9	48.2
		小都市・町村	15	61.7
	九州	大都市	16	46.2
		中都市(県庁市)	48	13.5
		中都市(県庁市以外)	3	48.9
		小都市・町村	22	57.7
沖縄	中都市(県庁市)	14	5.6	
	小都市・町村	9	20.0	
寮・寄宿舍 単位区	北海道・東北		12	5.0
	関東		30	14.4
	北陸・東海		6	35.8
	近畿		12	11.3
	中国・四国		6	10.9
	九州・沖縄		6	9.9
合計			745	

注) 調整係数算出のための都市階級区分

大都市……………政令指定都市

小都市・町村…小都市A、小都市B・町村